

令和 5 年度

姫路市男女共同参画プラン 2027
推進状況報告書

— 姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書 —

令和 6 年 7 月

姫路市

＜ 目 次 ＞

姫路市男女共同参画プラン２０２７の概要

(1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) プラン２０２７の性格・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

姫路市男女共同参画プラン２０２７（実施計画）推進状況

(1) 実施計画推進状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2) 実施計画推進状況調書・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3) 実施計画推進状況調書（体系順）・・・・・・・・	8
(4) 実施計画に掲げる指標及び目標値・・・・・・・・	5 8

審議会等委員への女性登用状況・・・・・・・・・・・・	5 9
----------------------------	-----

※ 姫路市男女共同参画推進条例

（年次報告）

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

姫路市男女共同参画プラン 2027 の概要

【1】プラン2027の基本理念

プラン2027では、姫路市男女共同参画推進条例における8つの基本理念を尊重しつつ、以下3つの基本理念を掲げます。

●男女の人権が尊重される社会●

「日本国憲法」は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、施行から半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。特に、長い歳月にわたって社会や慣習の中でつくられてきた「こうあるべき」という固定的な性別意識は、様々な形での人権侵害や差別を生み出してきました。「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。どのような状況、立場であろうとも、全ての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、全ての人の人権が尊重されなければなりません。基本法においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

●男女が対等に参画し、責任を担う社会●

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性別に関係なく、それぞれが「独立した人格」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。男性と同等に「人としての尊厳と価値」を持つ女性が、社会のあらゆる分野、日常の様々な場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を出し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢社会で労働力人口が減少している中、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが求められています。

●あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会●

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、だれもが可能性を迫り、チャレンジできる社会こそ、活力があり夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任で様々な生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

【参考】姫路市男女共同参画推進条例（平成 28 年 4 月施行）における 8 つの基本理念

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
- 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

【2】プラン2027の性格

プラン2027は、平成28年4月に施行した姫路市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅰ及びⅡ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

なお、策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- ・令和3年（2021年）2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果及び各種アンケート等による市民・職員等の意見を参考にしました。
- ・姫路市男女共同参画審議会からの答申「新たな姫路市男女共同参画プランの策定に当たっての基本的事項について」（令和4年（2022年）3月10日付）の内容を踏まえています。
- ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」、「姫路市SDGs未来都市計画」、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ・第5次男女共同参画基本計画、第4次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2025」を考慮しています。

【3】プラン2027の計画期間

プラン2027の計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市における諸状況の変化等により、計画期間中に適宜見直しを行う場合があります。

【4】プラン2027の施策の体系

このプランでは、次の施策体系に基づき、65の具体的施策を総合的、一体的に進めます。

【基本目標Ⅰ】女性の活躍の推進

【基本課題】

【基本施策】

1 あらゆる分野への女性の参画拡大

(1) 女性のキャリア形成への支援
(2) 意思決定過程への女性の参画拡大

2 女性が能力を発揮できる環境づくり

(1) 女性の就業に対する支援
(2) 女性の起業・経営参画への支援

【基本目標Ⅱ】ワーク・ライフ・バランスの推進



【基本課題】

【基本施策】

1 家庭・地域活動への男性参画を可能にする働き方促進

(1) 男性の家庭・地域活動への参画促進
(2) 仕事と生活を両立できる労働環境の整備

2 誰もが働きやすい職場環境づくり

(1) 多様な働き方を可能にする職場づくり支援
(2) 各種ハラスメント対策の推進

【基本目標Ⅲ】多様性を尊重する社会づくり



【基本課題】

【基本施策】

1 女性や若者が定着できる地域づくり

(1) 家庭生活を支援する体制の充実
(2) 女性や若者の移住・定住の促進

2 ライフステージに応じた健康支援

(1) 妊娠・出産に関わる自己決定への支援
(2) 生涯にわたる男女の健康への支援

3 生活のセーフティネットの充実

(1) DV・性暴力等の防止対策の推進
(2) 社会的に困難を抱えた人々への支援

【基本目標Ⅳ】次世代への継承



【基本課題】

【基本施策】

1 多様な生き方を尊重する意識の世代間共有

(1) 固定的な性別役割分担意識の払拭
(2) 男女共同参画に関する研究・学習機会の提供

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

(1) 様々なジェンダー課題を意識した教育の推進
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

推進体制の整備



※ **重点** は重点的に推進すべき課題と位置付けています。

※SDGsの目指す17の目標のうち、施策に関連する主なものを掲載しています。

姫路市男女共同参画プラン 2027(実施計画)
推進状況

実施計画推進状況の概要

基本目標Ⅰ．女性の活躍の推進

令和５年度は１３の施策に取り組んでおり、女性活躍推進企業表彰要綱に基づいて、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を１社表彰しました。本市における各審議会等への女性の参画については、「委員の女性比率」は昨年度より上昇しましたが、「女性委員が０の審議会等の割合」は目標値「０％」を達成することができませんでした。今後も女性委員の登用率については、目標達成に向けた更なる取組が必要な状況です。

基本目標Ⅱ．ワーク・ライフ・バランスの推進

令和５年度は９の施策に取り組み、「男性セミナー」などの講座開催をはじめ、パワーハラスメント等の被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の充実を図りました。

基本目標Ⅲ．多様性を尊重する社会づくり

令和５年度は２０の施策に取り組みました。「あらゆる暴力防止セミナー」や出前講座による啓発に加え、相談案内カードの作成・配布を通じた周知を行いました。

基本目標Ⅳ．次世代への継承

令和５年度は１５の施策に取り組み、男女共同参画に関する講座・講演会の開催、情報誌・パンフレット等による啓発を実施しました。男女共同参画啓発セミナー等の開催、市立中学校１年生へ若年層向け啓発パンフレットの配布を実施しました。また、「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の一環で女子生徒の理工系への進学等を支援する「リコチャレ応援バスツアー」も実施しました。

推進体制の整備

- １ 市役所における体制の強化
 - 男女共同参画プラン推進本部の充実
 - 姫路市職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進
 - 男女ともに職員が働きやすい職場環境づくりの推進
- ２ 姫路市男女共同参画審議会の運営によるプランの進行管理
- ３ 姫路男女共同参画推進センターの充実
- ４ 市民、国・兵庫県等との連携
 - 姫路市男女共同参画推進センター運営会議の運営
 - 姫路市男女共同参画推進センター登録団体等の交流充実
 - 国・兵庫県等との連携

姫路市男女共同参画プラン2027推進状況調書

項目	具体的 施策数	ページ番号
基本目標Ⅰ 女性の活躍の推進	13	8～15
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	9	16～23
基本目標Ⅲ 多様性を尊重する社会づくり	20	24～43
基本目標Ⅳ 次世代への継承	15	44～53
推進体制の整備	8	54～57
計	65	

所管課施策数

(令和6年4月現在)

高等教育室 : 1	地域福祉課 : 2	労働政策課 : 12
ひめじ創生戦略室 : 1	地域包括支援課 : 2	消防局総務課 : 2
危機管理室 : 1	保健所予防課 : 2	学校指導課 : 5
人事課 : 3	保健所防疫課 : 2	健康教育課 : 1
研修厚生センター : 3	保健所健康課 : 10	人権教育課 : 7
契約課 : 1	こどもの未来 健康支援センター : 6	教育研修課 : 1
市民活動推進課 : 3	こども総務課 : 1	育成支援課 : 1
男女共同参画 推進課 : 17	こども支援課 : 15	生涯学習課 : 1
男女共同参画 推進センター : 22	子育て支援室 : 1	:
人権啓発課 : 2	幼保連携政策課 : 2	:
人権啓発センター : 2	こども保育課 : 3	計 139
福祉総務課 : 2	産業振興課 : 5	

姫路市男女共同参画プラン2027 推進状況

【令和5年度】

項目		施策数				
		◎ 計画以上	○ 計画どおり	△ 計画には及ばず	× 実施せず	— 評価外
基本目標Ⅰ 女性の活躍の推進	20		20			
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの推進	17		17			
基本目標Ⅲ 多様性を尊重する社会づくり	57		57			
基本目標Ⅳ 次世代への継承	34		34			
推進体制の整備	11		11			
計	139	0	139	0	0	0

【各年度実施状況】

	◎ 計画以上	○ 計画どおり	△ 計画には及ばず	× 実施せず	— 評価外
令和5年度	0 /139	139 /139	0 /139	0 /139	0 /139
令和6年度	/139	/139	/139	/139	/139
令和7年度	/139	/139	/139	/139	/139
令和8年度	/139	/139	/139	/139	/139
令和9年度	/139	/139	/139	/139	/139

「所管評価」について

		所管評価
実施した	計画以上	◎
	概ね計画どおり	○
	計画には及ばず	△
実施せず		×
不測事態等で実施できず 事業の廃止・終了		— (評価外)

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
1	I	1 重点	(1)	①	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組めるようにするため、各種講座を開催する。	男女共同参画推進センター	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 ・理工チャレンジ事業の実施 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 ・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全3回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施
						産業振興課	中小企業デジタル化推進セミナーの開催	事業のデジタル化に向けて、中小企業者を対象としたセミナーを開催
						労働政策課	姫路しごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) ・パソコン講座の開催	姫路しごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) 就職セミナー12回、パソコン講座9回
2	I	1 重点	(1)	②	企業をはじめとする様々な場面で女性が活躍している姿や企業の取組を紹介し、啓発に努める。	産業振興課	・経済情報誌「ファイル」に姫路市女性活躍推進企業表彰を受けた企業の取組を掲載 ・経済情報誌「ファイル」に市内で活躍する女性起業家・経営者を掲載	・経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進課が実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定 ・経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 1「女性起業家にざっくばらんに聞いてみよう!」 全1回 15人受講(会場10人、オンライン5人) 2「Webで叶える! 女性のためのプチ起業実践セミナー」 全2回 延べ42人受講(会場28人、オンライン14人) ・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2023」 全2回 延べ56人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 「今知りたい! 『扶養の境界線』」 全1回 7人受講 ・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 「ヒメのコミチ」 全1回 26人受講 ・日本政策金融公庫との共同共催講座の開催 「第12回女性・若者向け創業相談ウィークin姫路」 全1回 4人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ25件	動画配信などで、自宅で気軽に知りたい情報が手に入るため、講座申込者が年々減少している。対面による講座参加の魅力を高めつつ、気軽に受講できるようオンラインを取り入れた講座を増やしていきたい。	・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施	○	○						
商工会議所、姫路市商工会に業務委託し、デジタル化推進セミナーを実施した。 【開催実績】 ・姫路商工会議所 10/10 参加人数:20名 11/2 参加人数:40名 1/16 参加人数:26名 2/8 参加人数:34名 ・姫路市商工会 6/16 参加人数:12名	女性の参加率が高くなるよう、セミナー内容や広報方法等を検討する。	事業のデジタル化に向けて、中小企業者を対象としたセミナーを実施する。	○	○						
就職セミナー12回、パソコン講座9回 参加者数:延266人	特になし。	姫路しごと支援センターの運営(就職セミナー10回、パソコン講座9回)	○	○						
・経済情報誌「ファイル」夏号において、女性活躍推進企業表彰受賞者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。合わせて制度内容を掲載した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) ・経済情報誌「ファイル」秋号、冬号、春号において、市内で活躍する女性起業家・経営者を紹介し、その経験と取り組みについて紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	・効果的な意識啓発となるように、記載内容や配布方法を検討する。 ・あらゆる業種の女性起業家をとり上げ、効果的の高い意識啓発となる掲載が必要。	・経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進課が実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定 ・経済情報誌「ファイル」で、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
3	I	1 重点	(1)	③	行政機関における女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	研修厚生センター	- 女性職員のキャリアに関する研修の実施 - 外部の研修機関等が実施する女性活躍研修への職員派遣	- 特別研修として、女性職員を対象に、仕事とキャリアの関係について研修を実施する(2コース)。 - 兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する(1コース以上)。
4	I	1 重点	(2)	①	女性の登用促進に向けた事務手続の徹底や人材の情報提供等により、女性のいない審議会等の解消に努める。審議会等における女性登用状況の調査を実施し、結果を公表する。	男女共同参画推進課	- 審議会等における女性の登用促進のための事前協議・登用状況調査・公表 - 女性人材リストの登録情報の充実、関係課への情報提供	「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知徹底し、事前協議書の提出課へのヒアリングを行い、女性登用を促す。 - 審議会等委員の候補となる女性人材の情報充実を図るため、現行の「姫路市男女共同参画・女性人材リスト」の運用を見直しを行う。
5	I	1 重点	(2)	②	能力・適性に応じ、女性職員の職域拡大と管理職への登用を図る。	人事課	- 性別による職域を限定しない適材適所の職員配置や職員のキャリアアップを見据えた柔軟かつ適切な人事異動の実施 - 職員の能力に応じた適切な管理的地位への登用	- 自己申告等を参考にしつつ適材適所の配置を念頭に職員のキャリアアップを見据えた人材育成につながる人事異動を実施する。 - 人事評価等により能力のある職員の管理職への積極的な登用や適切な採用活動を実施していく。
						消防局総務課	男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用	職員採用試験ポスター等の採用関係資料に女性職員を活用し、能力・意欲のある新規女性職員の採用を促進する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・特別研修として、女性職員を対象とした、キャリアのつくり方や、自分自身と仕事や職場の関係を考える「女性職員のキャリアのつくり方研修」を実施(1回35名) また、管理職を対象とした、女性職員の育成につながるマネジメント力を習得する「多様性の時代のキャリアサポート研修」を実施(1回31名) ・兵庫県自治研修所が実施する研修コースへ派遣「キャリア形成研修～女性リーダーのために～」(1名1日間) ・播磨自治研修協議会が実施する研修コースへ派遣「女性職員エンカレッジ研修」(2名1日間)	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・特別研修として、女性職員のキャリアに関する研修を実施する(2コース)。 ・兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する(1コース以上)。	○	○						
・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 女性委員が0の審議会の割合：5.6% 女性委員比率：36.3%(ともに令和6年3月31日現在) ・審議会等の所管課に対し、改選4か月前に事前協議制について周知し、目標未達成のものについて所管課にヒアリングを行い、選考方法の再考を促した。 ・庁内LANで閲覧できる女性人材リストの登録情報の整理を行い、審議会等の所管課へ提供した。登録者数:194人(令和6年3月31日現在)	女性委員比率が伸び悩んでいる分野があり、学識系経験者等の人材情報の充実が必要であること。	・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知徹底し、事前協議書の提出課へのヒアリングを行い、女性登用を促す。 ・審議会等委員の候補となる女性人材の情報充実を図るため、大学等へ登録の呼び掛けを行う。	○	○						
姫路市職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率 R6.4.1現在 25.1%(前年度比0.9ポイント増)	・管理職になる年代における女性職員の比率がそもそも低い ため、長期に渡って実施していく必要がある。 ・職員本人が思い描くキャリアプランとの乖離に留意が必要。	・自己申告等を参考にしつつ適材適所の配置を念頭に職員のキャリアアップを見据えた人材育成につながる人事異動を実施する。 ・人事評価等により能力のある職員の管理職への積極的な登用や適切な採用活動を実施していく。	○	○						
令和5年度に実施した消防吏員採用試験において、女性1人を合格とし、採用となった。 また、能力・適性を考慮し、各分野へ女性職員を配置した。	計画通り採用は進んでいるものの、令和5年度に限れば、女性の受験者自体2人に留まったため、まず受験者を増やすことが重要である。 また、女性職員を幅広い分野に配置するためには、女性職員が勤務できる庁舎整備が必要である。	職員採用試験ポスター等の採用関係資料に女性職員を活用し、能力・意欲のある新規女性職員の受験者数を増やし、採用を促進する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
6	I	1 重点	(2)	③	各種地域活動において、女性が参画できるよう、地域の女性団体による活動への助成等、支援を行うとともに、地域団体の役員や活動への女性の参画状況を調査する。	男女共同参画推進課	地域の女性団体によるコミュニティ活動イベント事業に対する補助金の交付	地域の女性団体によるコミュニティ活動・イベント事業に対し補助金を交付する。 上限250千円/件×12団体(見込)。
						市民活動推進課	自治会三役への女性の登用率を把握するため、自治会アンケートを実施し、結果を公表	3年に1度自治会アンケートを実施し、自治会三役への女性の登用率を集計する。次回は令和6年度実施予定のため、それに向け準備をする。
7	I	1 重点	(2)	④	男女共同参画リーダー育成のため、国・兵庫県・市等による研修や講座等への参加の機会を提供する。	男女共同参画推進センター	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに、成果の発表を行う。	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに、成果の発表を行う。
8	I	1 重点	(2)	⑤	女性の意見が防災施策に反映されるように意見交換を行うとともに、研修の機会を提供する。	危機管理室	・出前講座等を活用し、女性の意見を集約して、施策に反映させる。 ・総合防災訓練や防災研修などへの女性の参加を呼びかける。	・研修や「ひめじ防災リーダーの会」女性会員の活動を通じ、女性の意見を施策に反映する。 ・総合防災訓練に家族連れが参加しやすいよう、防災フェアと組み合わせる。
						消防局総務課	・兵庫県や国が主催する女性消防団員活性化大会に女性団員を派遣 ・兵庫県主催の女性消防団員技術研修会等に女性団員を派遣	・女性消防団員を兵庫県や国が主催する女性消防団員活性化大会に参加し、先進的な取り組みを学ぶ。 ・県が主催する女性消防団員技術研修会等に参加し、技術の向上と士気の高揚を図る。
9	I	2	(1)	①	女性を対象とした就労支援メニューを作成し、雇用機会を提供する。	労働政策課	女性就労支援事業の実施	女性就労支援事業の実施
10	I	2	(1)	②	インターンシップ(就業体験)や講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行う。	男女共同参画推進センター	・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 ・理工チャレンジ事業の実施	・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
女性コミュニティ活動推進事業に対する補助金として、2,200千円を交付した。 9校区 2,585人参加。	より多くの女性団体が活用できるよう、周知を行うなど検討が必要であること。	地域の女性団体によるコミュニティ活動・イベント事業に対し補助金を交付する。 上限250千円/件×12団体(見込)。	○	○						
3年に1度の自治会アンケート(次回は令和6年度予定)の実施に向けて、実施計画を検討し、実施に必要な予算要求を行った。また、姫路市連合自治会の会議(正副会長会、幹事会、代表者会)にて、現時点での予定を説明した。	自治会三役の女性の比率が低い。各自治会は自主性を持ってそれぞれの規約・考え方に基づき運営されており、市が役員選出に介入することはできない。	アンケート項目を決定の上、7月に各地区連合自治会長を通じて全単位自治会長へ回答を依頼する。集計結果は年度末までに各自治会にフィードバックする。	○	○						
該当する研修について広く周知し、参加を呼び掛け	コロナ禍期間中に研修参加を控えていた影響が残っていることもあり、研修に参加する意欲が低下している。積極的に取り組むよう促す必要がある。	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに、成果の発表を行う。	○	○						
・防災情報交換会における女性参加者からの意見を徴収した。 ・総合防災訓練では、男女の視点から避難所開設・運営訓練に参加いただき、家族連れが参加しやすい防災フェアも実施した。	女性会員の活動をさらに活発化させるための方策(内容や周知方法)が必要。	・女性参加者からの意見を参考に出席講座の資料などに反映する。 ・出前講座や防災研修などへの女性の参加を呼びかける。	○	○						
・全国女性職員活性化大会に4人を派遣し、先進的な取り組みを学ぶとともに、全国の女性団員と交流を深めた。 ・令和5年度に2回実施された女性消防団員技術研修会2名ずつ計4人を派遣し、知識・技術の習得に努めた。 ・WINK「消防局からのお知らせ」に出演し、消防団活動についてPRを実施した。	女性消防団員は15人在籍しているが、全8団のうち女性団員が所属しているのは3団にとどまっている。 今後、多様化する消防団活動に対応するためにも、全消防団に女性団員が所属することが望ましい。	・女性の活躍を進めるためにも、今後も継続し、消防団活動についてPRを行い、加入促進を図る。 ・積極的に訓練や行事に参加してもらい、女性消防団員の育成を図る。	○	○						
参加者数:17人、就職者数:13人		女性就労支援事業の実施	○	○						
・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 「ヒメのコミチ」 全1回 26人受講 ・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー2023」 全2回 延べ56人受講		・ひめじ若者サポートステーションとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
						労働政策課	- 雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 - 合同就職面接会の開催 - 地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 - 高校の進路指導担当者との懇談会 - 姫路ごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施)	- 雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 - 合同就職面接会等の開催(2回) - 地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 - 高校の進路指導担当者との懇談会(6月14日実施予定) - 姫路ごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) 就職セミナー12回、パソコン講座9回
11	1	2	(1)	③	再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	男女共同参画推進センター	- 女性のチャレンジ支援セミナーの開催 - 県立男女共同参画センターとの共同開催講座の開催 - 女性チャレンジひろばでの情報提供 - 女性のためのチャレンジ相談の実施	- 女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全3回実施予定 - 県立男女共同参画センターとの共同開催講座の開催 全1回実施予定 - ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 - 女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施
						労働政策課	- 姫路ごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) - 就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 - 県立ものづくり大学の広報支援 - 女性就労支援事業の実施	- 姫路ごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) 就職セミナー12回、パソコン講座9回 - 就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 - 県立ものづくり大学の広報支援 - 女性就労支援事業の実施
12	1	2	(2)	①	国・兵庫県・市・商工会議所等からの創業関連情報の提供や、起業に係る支援を行う。	産業振興課	- 姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置。HPに創業支援情報を掲載 - 商工会議所に業務委託して、中小企業デジタル化推進セミナーを実施 - 中心市街地商店街空き家店舗対策事業による賃料等補助 - まちなか・商店街創業支援事業による内装設備工事費等補助	- 姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信 - 中心市街地商店街空き家店舗対策事業(賃料等補助)及びまちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)の支援を通じて、女性経営者の新規出店状況を把握する。
13	1	2	(2)	②	起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、各種セミナーを充実させる。	産業振興課	特定創業支援事業の内、1回を女性限定とし、女性起業に特化した受講メニューを提供	起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し、女性起業に特化した受講メニューを提供

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 6/24、9/7、9/23、10/14、10/22、11/25、1/13実施 来場者数:延139人 ・合同就職面接会等の開催(2回) 12/2、3/11実施 参加企業数:延36社、参加者数:延65人 ・地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 市内の高校と調整がつかず中止 ・高校の進路指導担当者と企業の懇談会 6/14日実施 参加企業数:50社、参加者数:28校 ・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー12回、パソコン講座9回 参加者数:延266人		・雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 ・合同就職面接会等の開催(1回) ・高校の進路指導担当者と企業の懇談会(6月14日実施予定) ・姫路しごと支援センターの運営(就職セミナー10回、パソコン講座9回)	○	○						
・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 1「女性起業家にざっくばらんに聞いてみよう!」 全1回 15人受講(会場10人、オンライン5人) 2「Webで叶える! 女性のためのプチ起業実践セミナー」 全2回 延べ42人受講(会場28人、オンライン14人) ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 「今知りたい! 『扶養の境界線』」 全1回 7人受講 ・日本政策金融公庫との共同共催講座の開催 「第12回女性・若者向け創業相談ウィークin姫路」 全1回 4人受講 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ25件		・女性のチャレンジ支援セミナーの開催 全4回実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ・女性のためのチャレンジ相談の実施 原則毎月第3水曜日に実施	○	○						
・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー12回、パソコン講座9回 参加者数:延266人 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学の広報支援 ・女性就労支援事業の実施 参加者数:17人、就職者数:13人		・姫路しごと支援センターの運営(就職セミナー10回、パソコン講座9回) ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配布 ・県立ものづくり大学の広報支援 ・女性就労支援事業の実施	○	○						
・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信した。 ・中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)を活用した新規出店13店の代表者の内訳 男性11名(85%) 女性2名(15%) ・まちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)を活用した新規出店3店 男性1名(33%) 女性2名(67%)		・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信する。 ・中心市街地商店街空き店舗対策事業(改装費等補助)及びまちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)の支援を通じて、女性経営者の新規出店状況を把握する。	○	○						
起業を考えている女性を対象に、起業の基本や課題などを提示するセミナーを実施した。 10/28開催 参加人数:32名		起業しようとする女性自ら積極的に取り組めるようにするため、特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し、女性起業に特化した受講メニューを提供する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
14	II	1 重点	(1)	①	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための啓発を行う。	男女共同参画推進課	男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の配布	既に作成した男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を乳児全戸訪問時の配布を依頼する。4,050冊(見込)。
						男女共同参画推進センター	・男女共同参画啓発セミナーの開催 ・男性セミナーの開催	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性セミナーの開催 全2回実施予定
						市民活動推進課	各公民館の教養講座の一部として男女共同参画に関する講座等(男性料理教室)を開催	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 25公民館で開催予定 実施回数 137回 参加者数 約1,100名
						保健所健康課	各種料理教室の開催 ・男性対象料理教室 ・親子・子ども対象料理教室	○男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 ・保健所 12回/年 ・西保健センター 24回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 3回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 ・節摩公民館 4回/年 計68回 ○親子・子ども対象料理教室開催 39回/年
15	II	1 重点	(1)	②	家庭や夫婦、職場での人間関係や、子育て、介護、定年後の生活等の悩みについて、男性が相談しやすい時間帯を考慮し、電話相談を実施する。	男女共同参画推進センター	男性のための電話相談の実施	男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日に実施予定
16	II	1 重点	(2)	①	事業者や労働者に対する情報提供を行い、働き方改革の促進に努める。	労働政策課	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の配布(4,300冊)	男性の育児参画を引き続き推進すること。	既に作成した男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」を乳児全戸訪問時の配布を依頼する。4,050冊(見込)。	○	○						
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「お金のプロが教える資産運用キホンのキ」全2回実施 延べ85人受講 ②「もっと自由に年齢を捉えよう! ~グレイヘアのお話とウォーキングレッスン~」全1回 19人受講 ③「ジェンダー入門~知ればみんなが生きやすくなるって本当! ?」全2回 延べ11人受講 ④「フェミニズムについてアルティシアさんと語り合おう!」全1回 14人受講 ④発達に障害がある子と楽しく遊ぶコッ全1回 23人 ⑥「真面目にならざるを得ない時代の大学1年生の歩き方」全1回 163人受講 ⑥「理系を目指す女子中高生・保護者向けキャリアセミナー」全1回 30人受講 ⑥「「知らなかった」で後悔しない! ~妊娠・出産・不妊のこと~」全2回 延べ14人受講 ・男性セミナーの開催 「もっと知ろう介護のこと~ケアメン提唱者から学ぶ~」全2回 延べ20人受講	学生向け、男性向け講座の申込者が少ない。学生などの若い世代や現役世代の男性たちが参加できるよう、土日祝や夜間での講座開催など、工夫する。	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全11回実施予定 ・男性セミナーの開催 全3回実施予定	○	○						
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室 24公民館で開催 実施回数 125回 参加者数 1,153名	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 25公民館で開催予定 実施回数 137回 参加者数 約1,100名	○	○						
○男性対象料理教室開催 市内8カ所で定例実施 ・保健所 12回/年 219名 ・西保健センター 24回/年 457名 ・英賀保公民館 12回/年 141名 ・白浜公民館 6回/年 43名 ・糸引公民館 3回/年 43名 ・城乾公民館 4回/年 41名 ・御国野公民館 3回/年 25名 計64回(969名) ○親子・子ども料理教室 47回 637名	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながっており、男女共同参画の啓発になっている。	○男性対象料理教室開催 市内8カ所で定例実施 ・市民会館 12回/年 ・西保健センター 24回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 3回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 計52回 ○親子・子ども対象料理教室開催 30回/年	○	○						
男性のための電話相談 毎月1回 相談件数:延べ21件	相談件数の多い月と少ない月があり、認知度がまだ十分でないと思われる。広報ひめじや自治会回覧を利用し、男性相談の認知度をあげていきたい。	男性のための電話相談の実施原則毎月第2火曜日に実施予定	○	○						
・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示	効果的かつ継続的な啓発が必要	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体 的 施 策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
17	11	1 重点	(2)	②	事業者や労働者に育児休業・介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	労働政策課	・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信	・育児休業、介護休業制度の情報提供（案内リーフレット等の窓口配布） ・ホームページによる情報発信
18	11	2	(1)	①	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等に対して表彰や入札での優遇措置、ホームページでの紹介等により、働きやすい職場環境づくりについて企業に啓発する。	男女共同参画推進課	姫路市女性活躍推進企業表彰を実施するとともに、ホームページ等で紹介することによる啓発	女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰し、ホームページ等で取組内容を紹介する。2社程度（見込）。
						契約課	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等であることを総合評価落札方式による制限付一般競争入札の評価基準項目とするなど、企業等の取組促進に努める。	総合評価入札の評価基準の項目として兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を設定することで、事業所等の男女共同参画の推進取組促進に努める。
						産業振興課	姫路市女性活躍推進企業表彰を受けた企業を経済情報誌「ファイル」に掲載	経済情報誌「ファイル」で、女性の育成・登用や職場環境の改善など、女性の活躍に積極的な企業の取組を紹介することにより、意識啓発・情報提供を行う。（経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布）1回掲載予定
						労働政策課	地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載	地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載
19	11	2	(1)	②	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に関する各種法令について、各種広報媒体の利用により、事業主や労働者への周知啓発と情報提供に努める。	労働政策課	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・育児休業、介護休業制度の情報提供(案内リーフレット等の窓口配布) ・ホームページによる情報発信	効果的かつ継続的な啓発が必要	・育児休業、介護休業制度の情報提供(案内リーフレット等の窓口配布) ・ホームページによる情報発信	○	○						
表彰企業 1社 (姫路市男女共同参画審議会部会にて、令和6年1月決定)		女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰し、ホームページ等で取組内容を紹介する。2社程度(見込)。	○	○						
案件により総合評価入札の評価基準の項目として兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無を設定し協定を締結している事業所等を評価した。		案件により総合評価入札の評価基準の項目として兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を設定することに努める。	○	○						
経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取組みについて紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)		経済情報誌ファイルで、女性の育成・登用や職場環境の改善など、女性の活躍に積極的な企業の取組を紹介することにより、意識啓発・情報提供を行う。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定	○	○						
えるぼし認定企業、くるみん認定企業、姫路市女性活躍推進企業を掲載 掲載企業数:11社	地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」に女性の雇用に積極的な企業を掲載	○	○							
・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進		・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・相談窓口の活用促進	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
20	II	2	(1)	③	ワーク・ライフ・バランスに向けた啓発を行う。また、多様な働き方に関する情報提供に努める。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画啓発セミナーの開催 ・情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発 ・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ・男女共同参画週間講演会の開催 6/24実施予定 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 11/19実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定
						労働政策課	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信	・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信
21	II	2	(1)	④	市内企業を対象とした事業所調査の実施を通じた啓発を行う。また、事業主や管理職を対象としたワークショップ等を開催する。	男女共同参画推進課	・事業所調査の実施・分析・公開による啓発 ・ワークショップの開催	商工会議所等の協力の下、市内企業を対象にワークショップを開催し、ワーク・ライフ・マネジメントの普及啓発を行う。11月頃2回開催予定。各回参加者20～40人程度(見込)。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「お金のプロが教える資産運用キホンのキ」全2回実施 延べ85人受講 ②「もっと自由に年齢を捉えよう! ~グレイヘアのお話とウォーキングレッスン~」全1回 19人受講 ③「ジェンダー入門~知ればみんなが生きやすくなるって本当! ?」全2回 延べ11人受講 ③「フェミニズムについてアルティシアさんと語り合おう! 」全1回 14人受講 ④発達に障害がある子と楽しく遊ぶコツ 全1回 23人 ⑤「真面目にならざるを得ない時代の大学1年生の歩き方」全1回 163人受講 ⑥「理系を目指す女子中高生・保護者向けキャリアセミナー」全1回 30人受講 ⑥「「知らなかった」で後悔しない! ~妊娠・出産・不妊のこと~」全2回 延べ14人受講 ・情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回発行 ・男女共同参画週間講演会の開催 「あなた方を待っているのはどのような社会か? ~もつお父さん、お母さんのようには生きられない~」講師:上野千鶴子さん 6/24実施 238人受講 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 「落語をやるのに性別って大事なのかなあ?」講師:桂二葉さん 11/19実施 255人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 「今知りたい! 『扶養の境界線』」 全1回 7人受講		・男女共同参画啓発セミナーの開催 全11回実施予定 ・情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ・男女共同参画週間講演会の開催 6/30実施予定 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 11月実施予定 ・県立男女共同参画センターとの共同共催講座の開催 全1回実施予定	○	○						
・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信		・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配布 ・ワークライフバランス関係(国)のパンフレット配布とポスター掲示 ・ホームページによる情報発信	○	○						
兵庫県立男女共同参画センター、商工会議所等の協力の下、市内企業を対象にしたワークショップを開催し、意見の収集を行った。 11/21開催、5社参加。		市内企業を対象に、男女共同参画の推進に関する実態調査を行う。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
22	11	2	(2)	①	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知するとともに、講座や相談等の実施により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。また、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等の被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知を行う。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画啓発セミナーの開催 ・出前講座（「セクシュアル・ハラスメントってなに？」）の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・出前講座（「セクシュアル・ハラスメントってなに？」）の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布
						労働政策課	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施 ・雇用相談の実施	・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施（第1、3木曜日） ・雇用相談の実施

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「お金のプロが教える資産運用キホンのキ」全2回実施 延べ85人受講 ②「もっと自由に年齢を捉えよう! ~グレイヘアのお話とウォーキングレッスン~」全1回 19人受講 ③「ジェンダー入門~知ればみんなが生きやすくなるって本当!？」全2回 延べ11人受講 ③「フェミニズムについてアルティシアさんと語り合おう!」全1回 14人受講 ④発達に障害がある子と楽しく遊ぶコツ 全1回 23人 ⑤「真面目にならざるを得ない時代の大学1年生の歩き方」全1回 163人受講 ⑤「理系を目指す女子中高生・保護者向けキャリアセミナー」全1回 30人受講 ⑥「「知らなかった」で後悔しない! ~妊娠・出産・不妊のこと~」全2回 延べ14人受講 ・出前講座の実施 「セクシュアル・ハラスメントってなに?」 3回 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布		・男女共同参画啓発セミナーの開催 全11回実施予定 ・出前講座(「セクシュアル・ハラスメントってなに?」)の実施 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	○	○						
・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施(第1、3木曜日) 相談件数:133件、相談者数:延73人 ・雇用相談の実施 相談件数:285件		・均等法関連パンフレット等の窓口配布 ・ホームページによる情報発信 ・労働相談の実施(第1、3木曜日) ・雇用相談の実施	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
23	III	1	(1)	①	育児を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。	保健所健康課	ホームページでの子育ての新情報発信	子育てについての新しい情報を随時更新。 (姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)
						こどもの未来健康支援センター	ホームページでの子育ての新情報発信	子育てについての新しい情報を随時更新。 (姫路市の取組みの紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)
						こども支援課	各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会 ・子育て学習センターのプログラム ・イクメンクラブ(宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント)	各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会の実施【年12回】 ・子育てミニ講座の実施【年28回】 ・子育て学習センタープログラムの実施【前期・後期】 ・イクメンクラブ(宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント)の実施【年12回予定】
							児童館・児童センター、すこやかひろば、保育所等において、地域の子育て家庭に対する情報提供、子育て中の親子の交流の促進を図る。	・市内29か所に地域子育て支援拠点事業所を設置し、事業内容の更なる充実を図り、身近な地域で相談できる体制を充実させる。 ・さまざまな広告媒体を活用し、事業の周知を積極的に行う。 ・従事者研修会の実施により、拠点相互の情報共有や情報収集を行い、従事者の質の向上を図る。
							子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」 ・LINE@	子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINE公式アカウントのメッセージ配信

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに、姫路市公式LINEやひめっこ手帳の通知機能を活用し、情報発信に努めた。		子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに、姫路市公式LINEやひめっこ手帳の通知機能を活用し、情報発信に努める。	○	○						
子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」や姫路市公式LINEの通知機能を活用し、情報発信に努めた。		子育てについての新しい情報を随時更新。様々な保健所事業の案内に二次元バーコードを添付するとともに子育て応援アプリ「ひめっこ手帳」や姫路市公式LINEの通知機能を活用し、情報発信に努める。	○	○						
・子育て講演会の実施 21回 ・子育てミニ講座の実施 41回 ・子育て学習センタープログラムの実施(前期・後期) 各8回 ・イクメンクラブ(宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント)の実施【年12回】		各種講演会、イベント等の実施 ・子育て講演会の実施 12回 ・子育てミニ講座の実施 30回 ・子育て学習センタープログラムの実施(1～3期) 各8回 ・イクメンクラブ(宿泊型児童館実施の乳幼児と男性の保護者を対象としたイベント)の実施【年12回予定】	○	○						
・地域子育て支援拠点事業所の設置 箇所数 29か所 ・地域子育て支援拠点事業研修会の実施 3回		・市内29か所に地域子育て支援拠点事業所を設置し、事業内容の更なる充実を図り、身近な地域で相談できる体制を充実させる。 ・さまざまな広告媒体を活用し、事業の周知を積極的に行う。 ・従事者研修会の実施により、拠点相互の情報共有や情報収集を行い、従事者の質の向上を図る。	○	○						
・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINEメッセージの配信 37回		子育て関連情報配信 ・姫路市子育て応援サイト「わくわくチャイルド」の運営 ・LINEメッセージの配信	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
24	III	1	(1)	②	子育てや介護の情報提供や 各種相談・支援等により、地域 全体で子育て・介護に関する 課題に取り組む。	幼保連携政策課	保育士への研修により、保育の質の向 上を図る。	市内保育所・認定こども園・届出保育施設 等に勤務する職員に対する研修を実施 ・食中毒予防研修 5/30実施予定 ・保育士・保育教諭初任者研修 6/27実施 予定 ・事故防止研修 8/4実施予定 ・SIDS予防研修 7/14実施予定 ・非常対策研修(BCP) 8/31実施予定 ・虐待防止研修 9/14実施予定 ・感染症対策研修(児童施設管理者)9/29 実施予定 ・マネジメント研修 10/4実施予定 ・食育研修 10/11実施予定 ・感染症対策研修(初任者) 10/20実施予 定 ・労務管理研修 1月頃実施予定
						地域包括支援課	23か所の地域包括支援センターにおけ る、高齢者または関係者からの保健・医 療・福祉に関する相談対応、介護予防、 総合相談支援等の包括的ケアマネジメ ント支援の実施(必要に応じ地域支えあ い会議を開催するなど関係機関と連 携)。	23か所の地域包括支援センターにおいて、 随時、高齢者または関係者から、保健・医 療・福祉に関する相談に対応する。(必要に 応じ地域支えあい会議の開催など関係機 関と連携)
						こども支援課	利用者支援事業、地域子育て支援拠点 事業、子育て情報相談センター事業に よる子育てに関する相談の実施	○利用者支援事業 ・子育て情報相談室で子育て相談の実施 ・駅前すくすくひろばで子育て相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業 ・各ひろばで子育て相談の実施
							病児・病後児保育事業の実施による、仕 事等で一時的に保育ができない保護 者が安心して子育てできる環境の整備	○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育 3施設 ・病後児保育 1施設
							子育て支援事業の実施 ○子育て情報相談センター ・面接、電話等による子育て相談 ・子育て講演会等の開催 ・子育て家庭支援講座の実施 ・子育て関係の情報をLINE@で配信 ・すこやかひろばの開放 ○子育て学習センター ○ファミリーサポートセンター ・会員講習会・交流会の開催 ・産前・産後サポート事業	○子育て支援事業の実施 (子育て情報相談センター) ・面接、電話等による子育て相談の実施 ・子育て講演会の実施 年12回予定 ・子育てミニ講座の実施 年28回予定 ・LINE公式アカウントのメッセージ配信 ・すこやかひろばの開放 (子育て学習センター) ・プログラムの実施(前期・後期) ○ファミリーサポートセンター ・講習会の開催 年7回予定 ・講習会(産前・産後サポート)の開催 年2 回予定

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・食中毒予防研修(257名) ・保育士・保育教諭初任者研修(83名) ・事故防止研(166名) ・SIDS予防研修(157名) ・非常対策研修(BCP)(児童施設83名) ・虐待防止研修(178名) ・感染症対策研修(114名) ・マネジメント研修(123名) ・食育研修(103名) ・感染症対策研修(初任者)(96名) ・労務管理研修(児童施設87名)		市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・保育士・保育教諭初任者研修 ・救急救命研修 ・事故防止研 ・食物アレルギー研修 ・虐待防止研修 ・感染症対策研修 ・特別支援保育研修 ・特別支援教育と保育の連携	○	○						
【相談対応実績】 ・37,644件 【地域支えあい会議】 ・94件		令和5年度に引き続き、23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者からの保健・医療・福祉に関する相談に対応する。また、必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と密に連携し地域の介護課題の解決に努める。	○	○						
○利用者支援事業 ・子育て情報相談室での相談 440件 ・駅前すくすくひろばでの相談 110件 ○地域子育て支援拠点事業 ・すこやかひろばでの相談 412件 ・駅前すくすくひろばでの相談 47件 ・のびのび広場での相談 55件 ・わくわく広場での相談 964件		○利用者支援事業 ・子育て情報相談室で子育て相談の実施 ・駅前すくすくひろばで子育て相談の実施 ○地域子育て支援拠点事業 ・各ひろばで子育て相談の実施	○	○						
○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育 3施設 ・病後児保育 1施設		○病児・病後児保育事業の実施 ・病児・病後児保育 3施設 ・病後児保育 1施設	○	○						
○子育て支援事業の実施 (子育て情報相談センター) ・利用者支援事業での相談 440件 ・すこやかひろばでの相談 412件 ・子育て講演会の実施 21回 ・子育てミニ講座の実施 41回 ・LINEメッセージの配信 37回 ・すこやかひろばの開放 165日 (子育て学習センター) ・プログラムの実施 前期5コース69組、後期3コース47組 ○ファミリーサポートセンター ・講習会の開催 11講座(2回) 事故防止・一次救命講習会 4回 ・講習会(産前・産後サポート)の開催 2回 ・提供会員交流会の実施 1回		○子育て支援事業の実施 (子育て情報相談センター) ・面接、電話等による子育て相談の実施 ・子育て講演会の実施 12回 ・子育てミニ講座の実施 30回 ・LINEメッセージの配信 ・すこやかひろばの開放 (子育て学習センター) ・プログラムの実施(1～3期) ○ファミリーサポートセンター ・講習会の開催 11講座(2回) 事故防止・一次救命講習会 4回 ・講習会(産前・産後サポート)の開催 2回 ・提供会員交流会の実施 1回	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
						こども保育課	地域子育て支援拠点事業による、保育所・こども園での地域の子育て家庭からの相談対応	○市立施設5か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。
							利用児童の処遇向上等を図るための、公立保育所・こども園保育士の研修の実施及び研修・研究の取組支援	○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行う。
25	III	1	(1)	③	子育て中の保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるよう、保育サービスの充実に努める。	こども総務課	放課後児童クラブ待機児童の解消に向けた、計画的な施設整備、民間事業者の活用	待機が発生している砥堀・八幡放課後児童クラブにおいて施設整備を実施し、市内の民間事業者への運営補助を継続して実施する。さらに、待機が発生している津田・英賀保小学校区において民間事業者を公募する予定。
						幼保連携政策課	○保育受け入れ枠の拡大 ・既存施設の定員増・定員変更 ・分園の設置 ・認定こども園等の公募等 ○保育士・保育教諭の確保(保育士・保育所支援センターでの就職斡旋)	・第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き提供体制の確保を図る ・第3期子ども・子育て支援事業計画の作成に向けた市民意向調査を実施 ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋 ・保育士再就職支援研修の実施 ・保育士キャリアアップ研修の実施
						こども保育課	通院・介護や上の子の学校行事、リフレッシュなど、保護者の多様な保育ニーズに対応するため、一時預かり保育の事業を実施	市立保育所2か所、私立保育所・こども園29か所で実施し、未就園の子どもをもつ保護者の一時保育のニーズに対応する。
26	III	1	(2)	①	姫路市移住・定住ポータルサイト「いいね姫路」をはじめとする各種広報媒体を通じて、姫路市の魅力を多くの人に伝え、移住・定住を推進する。	ひめじ創生戦略室	市移住・定住ポータルサイト「いいね姫路」に、支援制度やサービスの紹介を掲載し、移住・定住を促進	適宜、「いいね姫路」の掲載内容を精査し、情報の更新を図る。
27	III	1	(2)	②	若者サポートステーション等の若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進する。	労働政策課	・若者サポートステーション等の運営補助 ・雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 ・合同就職面接会の開催 ・地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 ・姫路しごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) ・姫路しごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施)	・若者サポートステーション等の運営補助 ・雇用促進対策総合支援事業の実施 ・合同就職面接会等の開催(2回) ・地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 ・姫路しごと支援センターの運営(就職準備セミナーの実施) 就職セミナー12回、パソコン講座9回

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
○市立施設5か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行った。		○市立施設1か所、私立施設6か所の保育所、こども園で地域子育て支援拠点事業を実施し、乳幼児と保護者が交流できる場所を設け、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援を行う。	○	○						
○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行った。		○階層別・課題別研修を計画、研修を推進し保育者の研修・研究の取組の支援を行う。	○	○						
①砥堀・八幡放課後児童クラブ等において施設整備を実施。②市内の民間事業者への運営補助を継続実施。③民間事業者公募の結果、英賀保小学校において整備事業者を選定した。		待機が発生している大津茂校区や移転改築を行う峰相校区等各放課後児童クラブにおいて施設整備を実施し、市内の民間事業者への運営補助を継続して実施する。さらに、待機が発生している津田・英賀保小学校区において民間事業者の公募や施設整備補助を実施予定。	○	○						
・既存施設の改築整備補助を実施することにより、提供体制の確保を図った。 ・第3期計画策定に向けた市民意向調査を実施 ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋:求人登録229件、求職登録55名、相談件数280件、紹介件数39件、就職件数32件		・第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き提供体制の確保を図る ・第3期子ども・子育て支援事業計画を策定する ・保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋	○	○						
市立保育所2か所、私立保育所・こども園29か所で実施した。		市立保育所2か所、私立保育所・こども園28か所で実施し、未就園の子どもをもつ保護者の一時保育のニーズに対応する。	○	○						
仕事に関する情報の追加や、新着情報の発信など適宜更新を行った。		情報の更なる充実を図るとともに、令和6年度に作成予定のブランドメッセージやロゴに合わせてサイトデザインのリニューアルを実施する。	○	○						
・若者サポートステーション等の運営補助 登録者数:97人、就職者数:83人 ・雇用促進対策総合支援事業の実施 6/24、9/7、9/23、10/14、10/22、11/25、1/13実施 来場者数:延139人 ・合同就職面接会等の開催(2回) 12/2、3/11実施 参加企業数:延36社、参加者数:延65人 ・地元高校生向けフィールドスタディ(企業見学・職業体験)の実施 市内の高校と調整がつかず中止 ・姫路しごと支援センターの運営 就職セミナー12回、パソコン講座9回 参加者数:延266人	特になし。	・若者サポートステーション等の運営補助 ・雇用促進対策総合支援事業の実施 ・合同就職面接会等の開催(1回) ・姫路しごと支援センターの運営(就職セミナー10回、パソコン講座9回)	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
28	III	1	(2)	③	専用の求人ポータルサイトの設置やオンラインを活用した合同企業説明会の開催等により、企業とのマッチングを促進する。	労働政策課	- 雇用促進対策総合支援事業の実施 - 合同就職面接会の開催	- 地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 - 合同就職面接会等の開催(2回)
29	III	1	(2)	④	奨学金の返還義務のある方が市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内で働く場合に、奨学金の返還を支援する。	高等教育室	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじJU定住奨学金返還支援制度」の実施	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじJU定住奨学金返還支援制度」の実施 募集人数:30名
30	III	2	(1)	①	相談や出前授業の実施により、思春期保健活動の充実を図る。	こどもの未来健康支援センター	電話・来所による思春期相談の実施	○思春期相談 電話・来所による相談
						こどもの未来健康支援センター	市内中学校・義務教育学校後期課程の生徒を対象に、健康や性行動、性感染症について正しい知識を身につけるための保健師による講話の実施	○思春期出前授業 (715千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 38回 中学3年生 38回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施
31	III	2	(1)	②	生涯を通じた女性の健康を支援するため、女性を対象とする健康相談を実施する。	保健所健康課	各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応	各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応
32	III	2	(1)	③	母子健康手帳や子育て手帳の交付による情報提供、母子健康手帳交付時の早期面接等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行う。また、不妊症・不育症に関する相談に対応する。	保健所健康課	母子健康手帳・子育て手帳の交付及び外国人のための生活ガイドへの情報提供	○母子健康手帳の交付 (2,096千円) 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載情報提供する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 公開企業数:345事業所 ・合同就職面接会等の開催(2回) 12/2、3/11実施 参加企業数:延36社、参加者数:延65人	特になし。	・地域密着型就職支援サイト「JOB播磨」の運営 ・合同就職面接会等の開催(1回)	○	○						
・「ひめじJU定住奨学金返還支援制度」(旧制度)を実施した。 応募人数:18名 交付決定人数:16名 ・旧制度を発展的に解消し、支援対象及び支援額を大幅に拡大した「ひめじ創生奨学金返還支援制度」を創設(R6年度から実施)した。	より多くの対象者が活用できるよう、対象業種及び支援対象の拡大や制度認知度向上のための周知方法等の検討が必要であること。	市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内の企業等で就業する場合に奨学金の返還を支援する「ひめじ創生奨学金返還支援制度」の実施 募集人数:80名	○	○						
男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。		○思春期相談 ・電話・来所による相談	○	○						
○思春期出前授業 (715千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 39回 中学3年生 39回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施		○思春期出前授業 (762千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 39回 中学3年生 39回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	○	○						
各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状について、個別に電話や面接相談対応を行った。		各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターでの月経困難症、更年期障害など、女性特有の身体症状についての相談対応	○	○						
○母子健康手帳の交付 3,575冊 うち外国語版母子手帳交付数 97冊 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供した。		○母子健康手帳の交付 (2,392千円) 子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
							妊婦を対象とした各種支援 ・親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 ・出生前小児保健指導(育児不安を抱える妊婦を対象とした、小児科医による個別保健指導) ・全妊婦面接相談支援事業(妊娠届出時の面接相談による要支援妊婦の早期介入・支援) ・特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援	○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 1,000人/年 ○出生前小児保健指導(529千円) ○全妊婦面接相談支援事業(9,313千円) ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施
							乳児家庭全戸訪問事業による保健指導	○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施(14,033千円) 3,900件/年
						こどもの未来健康支援センター	こどもの未来健康支援センターにおける不妊症、不育症等に関する相談受付	○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等についての相談対応
							産後ケアの実施 生後4か月未満の乳児と母親を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施	○産後ケア事業の実施(17,671千円)
33	III	2	(2)	①	性別や年齢、また、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じた健康づくりができる機会を提供する。	保健所予防課	他のがん検診と同時受診できるレディース検診など、早期発見のための受診体制の継続	受診しやすい環境整備のため、姫路市市境の医療機関に受診場所を拡大し、受診率の低い大腸がん検診については、郵送方式を取り入れる。更に、精密健診未受診者に対する受診勧奨や受診情報入手方法の検討を進める。
							市内施設のライトアップやキャッスルウォーク等のイベントの実施による、乳がん検診の重要性の啓発	市内施設のライトアップや街頭キャンペーン等のイベントの実施による、乳がん検診の重要性の啓発
						保健所防疫課	保健所における、AIDS・性感染症等に関する相談の受付、検査実施	コロナ禍で休止していたAIDS・梅毒検査を、6月より再開し、保健所において年間120人の検査・相談を実施予定。
							エイズポスターコンクールの実施、市内関係機関(高等学校、大学、専門学校、保健センター、企業、ラブホテル等)へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布	市内関係機関へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布、AIDS・性感染症の街頭啓発行動を予定。
						保健所健康課	各種健康相談の実施 ・専門医によるこころの健康相談 ・精神保健福祉相談事業による相談 ・生活習慣病相談	○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(900千円) 36回 ○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(396千円) 48回

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 953人/年 ○出生前小児保健指導(370千円) ○全妊婦面接相談支援事業(9,796千円) ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施した。		○親子歯科保健事業による妊産婦歯科健診 1,000人/年 ○出生前小児保健指導(476千円) ○全妊婦面接相談支援事業(9,542千円) ○各保健センター・分室及びこどもの未来健康支援センターで特定妊婦等、社会的ハイリスク状況にある妊婦への支援を実施	○	○						
○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施 3,478件/年		○乳幼児家庭全戸訪問事業の実施(14,544千円) 3,800件/年	○	○						
○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等についての相談対応を実施した。		○こどもの未来健康支援センターで不妊症、不育症等についての相談対応	○	○						
○産後ケアの実施 生後4か月未満の乳児と母親を対象に、医療機関や助産所の専門職が心身のケアや育児に関する相談指導を実施。 宿泊サービス(257件) 通所サービス(932件) 訪問サービス(613件)		○産後ケアの実施 (23,093千円) 生後4か月未満の乳児と母親を対象に、医療機関や助産所の専門職が「宿泊」「通所」「訪問」サービスにより心身のケアや育児に関する相談指導を実施。	○	○						
穴栗市民病院を受診場所に加え市民の利便性を図った。県下最下位の受診率である大腸がん検診については、郵送方式の検診を実施したほか、申込のない人へのプッシュ式勧奨を行った。子宮がん検診については、無料クーポン券の対象者を若年者にも拡充(予算化)したほか、自己採取HPV検査の予算化を行った。		がん検診の受診率(精密検査含)向上に向けた取り組みとして、HPV検査の導入、大腸がん検診の無料化、手軽な検診方法の実施を進める。	○	○						
市内施設のライトアップや姫路駅前街頭キャンペーン等のイベントを行ったほか、プレストアウェアネスに関する啓発を行った。		市内施設のライトアップや姫路駅前街頭キャンペーン等のイベントを行いプレストアウェアネスに関する啓発を進める。	○	○						
6月より平日検査を再開し、6月から3月で90名の検査・相談を実施できた。		平日のAIDS・梅毒検査の1回あたりの検査定員を増加予定、また休日検査を全国HIV検査普及週間に合わせて6月に実施予定。	○	○						
市内の各所(公的機関14、企業・事業所76、ホテル44、高等学校26、大学6、専門学校17)に対し、梅毒、AIDS等の性感染症に関するポスター、情報提供等を通じて啓発をおこなった。また世界エイズデーには姫路駅前で街頭キャンペーンを実施し、主に学生・若者を対象に啓発グッズ配布によりAIDS・性感染症の知識の啓発を行った。		市内関係機関へのAIDS・性感染症等に関する啓発ポスター配布、AIDS・性感染症の街頭啓発行動を予定。	○	○						
・専門医によるこころの健康相談(772千円)36回実施:86件 ・精神保健福祉相談(6156件)		○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(866千円) 36回 ○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施 (396千円) 48回	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
34	III	2	(2)	②	男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	保健所健康課	各種健康相談の実施 ・専門医によるこころの健康相談 ・精神保健福祉相談事業による相談 ・生活習慣病相談	○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(900千円) 36回 ○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施 (396千円) 48回
						保健所健康課	乳幼児への各種健康相談の実施 ・1歳6か月児・3歳児健診時の相談事業 ・乳幼児精密相談(心理相談・育児教室) ・7か月児健康相談 ・乳児家庭全戸訪問事業による保健指導 ・親子歯科保健事業による乳幼児歯科相談	○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 170回/年 ○乳幼児精密相談 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 36回/年 ○7か月児の健康相談 96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談)
35	III	3 重点	(1)	①	あらゆる暴力に対して正しい知識の普及と防止を図るための講座・講演会を開催するとともに、若い世代への意識啓発のため、啓発資料の配布による周知を行う。	男女共同参画推進センター	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同共催講座の開催 ・出前講座(「ストップ! DV」)の実施 相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 全4回実施予定 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・出前講座(「ストップ! DV」)の実施 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布
						福祉総務課	DV(配偶者等からの暴力)に関する啓発 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージ・啓発ポスターの掲示、DV相談カードの商業施設等への配置	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施する。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置する。 ・DVの基礎知識について新採用職員への研修を実施する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・専門医によるこころの健康相談(772千円)36回実施:86件 ・精神保健福祉相談(6156件)		○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(866千円) 36回 ○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施 (396千円) 48回	○	○						
○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 170回/年 ○乳幼児精密相談 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 36回/年 ○7か月児の健康相談 96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談)		○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 167回/年 ○乳幼児精密相談 ・心理相談 48回/年 ・育児教室 36回/年 ○7か月児の健康相談 96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談)	○	○						
・あらゆる暴力防止セミナーの開催 ①「家族のなかの暴力と男性問題～DV被害者支援としての加害者対策について～」 全2回 延べ16人受講(会場11人、オンライン5人) ②「親子関係に悩みを抱えている人へ～親との関係を乗り越えた講師に学ぶ～」 全2回 延べ28人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同共催講座の開催 「知ってよかった!」と思えるDVの基礎知識～パートナーからのモラハラ(精神的暴力)でアナタの心がすり減ってしまう前に～」 全1回 18人受講 ・出前講座の実施 「ストップ!DV」 1回 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	暴力というセンシティブな問題を扱うため、講師の選定・開催方法等には適宜注意をもって取り組む必要がある。	・あらゆる暴力防止セミナーの開催 全4回実施予定 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同共催講座の開催 全1回実施予定 ・出前講座(「ストップ!DV」)の実施 ・相談案内カードの作成及び関係機関への配布 ・関係機関からの啓発資料等の館内配布	○	○						
・「女性に対する暴力をなくす運動」期間にパープルリボンに関係部署の職員が着用するとともに、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施した。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置した。(64か所) ・DVの基礎知識について新採用職員研修(4月20日)と保健福祉行政新任職員研修(4月21日)を実施した。	市民へのDV防止に対する意識啓発の新たな方策の検討が必要なこと。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルリボンの職員着用、デジタルサイネージでの啓発ポスターの掲示を実施する。 ・市民へのDVに対する意識啓発のためDV相談カードの商業施設等へ配置する。 ・DVの基礎知識について新採用職員への研修を実施する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
36	III	3 重点	(1)	②	姫路市配偶者暴力相談支援センター（姫路市DVセンター）において、婦人相談員が被害者の相談に応じ、被害者一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援や情報提供等を行い、被害者の安全確保や自立支援等のきめ細かな切れ目ない支援を行う。また、各相談窓口への相談について、必要に応じて姫路市DVセンター等と連携を行う。	男女共同参画推進センター 福祉総務課 保健所健康課 こどもの未来健康支援センター こども支援課	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）と連携し、対応 ・婦人相談員が被害者からの相談を受け付け、緊急性、危険性が高い場合は、警察への相談を促すとともに、一時保護が必要な場合には、一時保護を行う県の女性家庭センターと連携し、被害者の安全確保を図る。 ・被害者が重大な危害を受けるおそれのある場合は、保護命令制度について情報提供を行うとともに、必要に応じて、保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。 警察・配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）等と連携し対応する。またこどもの未来健康支援センターでも相談に対応する。 警察・配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）等と連携し対応する。またこどもの未来健康支援センターでも相談に対応する。 母子生活支援施設への入所委託の実施 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）と連携し、対応 ・警察や一時保護を行う県の女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図る。 ・被害者に対する保護命令制度の情報提供をする。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。 必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。 必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。 母子生活支援施設への委託事業実施 ○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施
37	III	3 重点	(1)	③	啓発等、虐待防止のための取組を推進するとともに、支援の必要な高齢者や子ども、家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させる。	地域包括支援課	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、関係機関と地域支えあい会議を随時開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
相談内容に応じて、適宜連携を図った	女性のための相談室は土曜、祝日も勤務となるため、人員の確保が課題である	女性のための相談室での面接相談、電話相談を実施し、必要に応じて配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)と連携し、対応	○	○						
・警察や一時保護を行う県の女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図った。(8件) ・被害者に対する保護命令制度等の情報提供した。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言を行った。(8件)	・女性相談支援員が保護命令制度について熟知し、被害者への適切な情報提供が必要なこと。	・警察や一時保護を行う県の女性家庭センターと連携した被害者の安全確保を図る。 ・被害者に対する保護命令制度の情報提供をする。 ・保護命令の申立てに関する書類作成の助言や裁判所への同行支援を行う。	○	○						
必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施した。	相談ケースにより問題が複雑であり、対応困難な事例が多い。また対応件数がすくないため、職員全体として男女競合参画を意識したスキルの向上が課題である。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	○	○						
必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施した。	相談内容に応じて関係機関と連携し、各々で対応しており、市全体としての課題等の取りまとめがなく曖昧である。	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	○	○						
母子生活支援施設への委託 令和6年3月末現在の入所人数12世帯29人		母子生活支援施設への委託事業実施	○	○						
母子・父子自立支援員による相談167件		○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施	○	○						
【地域包括支援センターで受理した虐待疑いに関する相談】 延べ受理件数 1,234件 【地域支え合い会議】 94件 権利擁護フォーラム 1回開催 高齢者虐待防止ネットワーク会議 1回開催	特になし	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会を委託により実施する。高齢者虐待防止にかかる関係機関とのネットワークづくりを目的に会議を開催する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体 的 施 策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
						子育て支援室	要保護児童対策地域協議会の運営を通じて、関係機関相互の円滑な連携と協力により要保護児童等への対応強化を図る。	子ども家庭総合支援拠点及び要保護児童対策地域協議会の運営 ・代表者会議 1回/年 ・実務者会議 12回/年 ・個別ケース検討会議 随時
38	III	3 重点	(2)	①	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人のうち、就労していない母親や父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所との連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。また、身上相談に応じて、養育費や面会交流等についての相談支援体制の充実を図る。	こども支援課	母子生活支援施設への入所委託の実施 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等相談 養育費等に関する弁護士相談および養育費確保事業 ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭等技能習得事業による就業支援講習会の開催 就労相談員による就労相談および資格取得支援 ひとり親家庭学習支援事業による小学6年生を対象とした学習教室の開催	母子生活支援施設への委託事業実施 ○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施 ○ひとり親家庭等応援ハンドブック等による制度周知 ○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○案内チラシ等による各種支援の周知 ひとり親家庭等日常生活支援事業実施 ○ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能修得事業の団体への委託 ○就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ○母子・父子自立支援プログラム策定 ○ひとり親家庭自立支援給付事業の実施 ひとり親家庭学習支援事業による学習教室の団体への委託

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・代表者会議 1回/年 ・実務者会議 12回/年 ・個別ケース検討会議 70回/年	支援の必要な子どもや家庭を早期に把握するためにも、様々な関係機関(男女の固定的な役割分担にとらわれず)と連携し、対応していくことが求められる	こども家庭センター及び要保護児童対策地域協議会の運営 ・代表者会議 1回/年 ・実務者会議 12回/年 ・個別ケース検討会議 随時	○	○						
母子生活支援施設への委託 令和6年3月末現在の入所人数12世帯29人		母子生活支援施設への委託事業実施	○	○						
母子・父子自立支援員を配置(会計年度任用職員4人/相談日:月曜日～金曜日) 母子・父子自立支援員による相談(施設入所時、入所中 6件) 母子・父子自立支援員の研修実施3回 ひとり親家庭応援ハンドブックの更新作成と配布		○母子・父子自立支援員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施 ○ひとり親家庭等応援ハンドブック等による制度周知	○	○						
弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 37件		○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○案内チラシ等による各種支援の周知	○	○						
・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施 実施内容(姫路市婦人共励会に委託) 掃除・食事の世話、買い物、乳幼児の世話、医療機関との連絡等 令和5年度登録者5名 派遣実績3名6件		ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	○	○						
・ひとり親等家庭同士の交流を促進し、自立を助長する事業(若年母子の集い、野外活動事業等)を実施(姫路市婦人共励会に委託) ・母子・寡婦福祉大会は中止 ・就業支援講習会を開催(簿記3級講座、介護職員初任者研修、基礎からのワード・エクセル講座、調剤薬局事務講座)		○ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能修得事業の団体への委託	○	○						
・就労相談員2名による相談体制の充実 ・母子・父子自立支援プログラム策定数 151件 ・ひとり親家庭自立支援給付事業の実施 自立支援教育訓練給付 16件 高等職業訓練促進給付 27件 ・高卒卒業程度認定試験合格支援給付 0件		○就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ○母子・父子自立支援プログラム策定 ○ひとり親家庭自立支援給付事業の実施	○	○						
学習教室の団体委託による実施 土曜日コース 15名 日曜日コース 13名		ひとり親家庭学習支援事業による学習教室の団体への委託	○	○						

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・女性のための相談件数:延べ695件 (面接141件、電話533件、法律21件) ・男性のための電話相談 毎月1回 相談件数:延べ21件	女性のための相談室は土曜、祝日も勤務となるため、人員の確保が課題である	・女性のための相談室での面接相談、電話相談の実施 相談員2名 ○電話相談 火 10:00～16:00、 水金 10:00～18:00 ○面接相談 火木土 10:00～16:00 水金 10:00～18:00 ・女性のための法律相談の実施 原則毎月第2火曜日 13:30～15:30 ・男性のための電話相談の実施 原則毎月第2火曜日 17:00～19:00	○	○						
「制度の狭間」やどこに相談したらいいかわからない様々な立場の相談者の相談を受け止め、課題を整理し、必要な制度や相談機関の情報提供を行った。また、必要に応じて関係機関と連携して支援した。	「制度の狭間」で活用できるものが見つからず、対応できない困難ケースもある。また、関係機関との連携が十分できているとは言えず、「福祉つながる窓口」の役割も含めた関係機関への周知や協力を求めることが必要。	「制度の狭間」やどこに相談したらいいかわからない様々な立場の相談者を支援していくために、関係機関と連携し包括的相談支援体制を整備していく。	○	○						
すべての小・中・義務教育学校にライフスキル教育を各学期に1回実施することとしているが、他にも多くの課題教育を実施しなければならず、時間を捻出することができず、計画通りに実施することができなかった学校がごく一部あったが、概ね計画通り達成することができた。	いじめを自分事として捉えたり、男女が互いに活発な意見交流を行ったりすることができるよう、学習形態や内容を工夫し、男女が共に活動できる場面を設定する必要がある。	・各学校のいじめ防止基本方針における年間指導計画に、いじめの未然防止の取組として、各学期に1回、ライフスキル教育を位置づける。 ・各学校に配布している冊子「ライフスキル教育プログラム」を活用し、学期に1回のライフスキルに関する授業を実施する。	○	○						
○いじめ防止人権学習の実施 対象:市立中学校(義務教育学校後期過程を含む)の原則1年生 ワークショップ31校 講演会5校 ○相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付 配付対象:全小中学生 相談件数 11件(小7件、中3件、不明1件)	男女共同参画意識が若い世代に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	○いじめ防止人権学習の実施 対象:市立中学校(義務教育学校後期過程を含む)の原則1年生 ワークショップ31校 講演会5校 ○相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付 配付対象:全小中学生	○	○						
○電話相談、来所相談による子育て支援 電話相談件数1,921件(内フリーダイヤル138件) 来所相談件数1,358件 のべ相談件数8,215件	相談者に寄りそった丁寧な相談を行うために、教育相談体制の充実を図る。	男女に関係なく、相談に応じる体制を実施していく。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体 的 施 策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
42	III	3 重点	(2)	⑥	経済的な事情等で生理用品の 入手が困難な女性へ支援を行 う。	地域福祉課	生理用品の購入等が困難な女性に対 して、防災備蓄品のうち、入替時期が近づい た生理用品の無償配布を実施	市役所及び総合福祉会館の担当窓口にて、生 理用品の無償配布を実施する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
下記窓口等で防災備蓄品のうち、入替時期が近づいた生理用品の無償配布を実施。 ・生活援護室 ・こども支援課 ・くらしと仕事の相談窓口 ・フードバンク事業	本来は生理用品の購入等に限らず、生理に関する様々な悩みを抱える女性に対して、用品の配布をきっかけに必要な相談・支援に繋げることが「生理の貧困」対策であると考えているが、市として施策を取りまとめる所管課が不在であるため、当課では、単なる生活困窮と考えられる人に対し、用品を配布するだけに留まっている。 また、当課の実施する生理用品の配布のほか、県が学校等で無償配布していることから、市立高校の保健室でも同じく予算措置のうえ生理用品の無償配布を実施しており、姫路市としては「購入が困難な女性」以外への支援も実施している。 内閣府の調査によると、生理の貧困に係る取組を実施している(過去に実施した・検討含む)団体は令和5年度で950団体と令和4年度の715団体から増加している。 当該調査では、地域女性活躍推進交付金を活用した取組を実施する団体の増加についても示されている。 この交付金では、不安を抱える女性に対し、絆・つながりを回復できるようにするための居場所の提供として必要な生理用品等の生活必需品を提供することが例示されている。 これらの観点から、本来の生理用品の配布をきっかけに、様々な悩みを抱える女性に対する必要な相談・支援に繋げるという観点に立ち返り、適切な所管課での施策立案が望まれる。	引き続き防災備蓄品のうち、入替時期が近づいた生理用品の無償配布を実施する予定。 ・生活援護室 ・こども支援課 ・くらしと仕事の相談窓口 ・フードバンク事業	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
43	IV	1 重点	(1)	①	多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、市ホームページ等も活用しながら幅広い情報提供を行う。	男女共同参画推進課	・男女共同参画に関するチラシ「男女共同参画ってなあに」を作成し、自治会で回覧 ・「男女平等に関する表現指針」をホームページに掲載し、市民等へ啓発	・男女共同参画の啓発及びプランの周知を図るため、男女共同参画啓発パンフレットを作成し、全戸配布する。 ・現行の「男女平等に関する表現指針」の内容について、見直しを検討する。
							・教職員(管理職)向けの啓発資料を作成し、校長会での配付により啓発 ・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知による教職員への啓発 ・保護者向け啓発資料を作成し、人権教育課を通じて各家庭へ配付することにより啓発 ・市民向け啓発動画の作成及び周知による啓発	・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知により教職員へ啓発する。
						男女共同参画推進センター	情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発
						人権啓発課	広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を掲載	広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を記載する。
						人権啓発センター	・人権啓発パネル展の実施 ・センター通信「ゆいばる」の配布による啓発	・人権啓発パネル展 年4回実施予定。 ・センター通信「ゆいばる」 年4回作成、配布。各回5,000冊。
44	IV	1 重点	(1)	②	様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容での講座・講演会等を開催する。	男女共同参画推進課	出前講座(みんなの男女共同参画)の実施	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
						男女共同参画推進センター	・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催 ・男性共同参画啓発セミナーの開催 ・男性セミナーの開催	・男女共同参画週間講演会の開催 6/24実施予定 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 11/19実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全12回実施予定 ・男性セミナーの開催 全2回実施予定
						人権啓発課	・「人権のつどい」の開催 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業の実施	・「人権のつどい」を8/8、12/10に開催予定 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業を実施する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・男女共同参画啓発パンフレットを作成し、令和6年4月号の広報ひめじと同時配布を行った。 ・「男女平等に関する表現指針」について、近年議論となっているテーマを踏まえて内容見直しを行った。	配布対象となる市民や教職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・男女共同参画の啓発を図るため、自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」を作成・配布する。 ・現行の「男女平等に関する表現指針」の内容について、見直しを検討する。	○	○						
人権教育課実施の「男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査」における調査項目に、文部科学省開発の啓発動画を活用した職場内でグループディスカッション実施を追加を依頼した。		・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画の周知により教職員へ啓発する。	○	○						
・情報誌「ウェーブレット」の発行 6,000部×2回発行 ・「あいめっせ通信」の発行 3,000部×3回発行	市民で構成されているウェーブレット編集員の人員確保が課題である	情報誌「ウェーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○	○						
広報ひめじ8月号に、人権に関する特集記事を2ページにわたって掲載した。		広報ひめじ8月号へ人権に関する特集記事を記載する。	○	○						
・人権啓発パネル展 年4回実施 ・センター通信「ゆいばる」 年4回作成、各回5,000冊配布	市民等に対して、意識を高めるための啓発となる対策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・人権啓発パネル展 年4回実施予定。 ・センター通信「ゆいばる」 年4回作成、各回5,000冊配布予定	○	○						
市政出前講座 1件	市民等に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	○	○						
・男女共同参画週間講演会の開催 「あなた方を待っているのはどういう社会か? ~もうお父さん、お母さんのようには生きられない~」講師:上野千鶴子さん 6/24実施 238人受講 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 「落語をやるのに性別って大事なんかなあ?」講師:桂二葉さん 11/19実施 255人受講 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 ①「お金のプロが教える資産運用キホンのキ」全2回実施 延べ85人受講 ②「もっと自由に年齢を捉えよう! ~グレイヘアのお話とウォーキングレッスン~」全1回 19人受講 ③「ジェンダー入門~知ればみんなが生きやすくなるって本当! ?」全2回 延べ11人受講 ④「フェミニズムについてアルティシアさんと語り合おう!」全1回 14人受講 ⑤「発達に障害がある子と楽しく遊ぶコツ」全1回 23人 ⑥「真面目にならざるを得ない時代の大学1年生の歩き方」全1回 163人受講 ⑦「理系を目指す女子中高生・保護者向けキャリアセミナー」全1回 30人受講 ⑧「「知らなかった」で後悔しない! ~妊娠・出産・不妊のこと~」全2回 延べ14人受講 ・男性セミナーの開催 「もっと知ろう介護のこと~ケアメン提唱者から学ぶ~」全2回 延べ20人受講	動画配信などで、自宅で気軽に知りたい情報が手に入るため、講座申込者が年々減少している。対面による講座参加の魅力を高めつつ、気軽に受講できるようオンラインを取り入れた講座を増やしていきたい。	・男女共同参画週間講演会の開催 6/30実施予定 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 11月実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全11回実施予定 ・男性セミナーの開催 全3回実施予定	○	○						
・「人権のつどい」における人権講演会として、第1回が8/8に「インターネットと人権」、第2回が12/10に「性別でみる多様性と人権」をテーマにそれぞれ市民会館で開催した。 ・総合センター・集会所において、健康や生活などの身近な話題を通じた人権講演、人権啓発交流学習、人権啓発DVD上映等の人権研修事業を実施した。		・「人権のつどい」を8/8、12/7に開催予定 ・総合センター・集会所ごとに人権研修事業を実施する。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
						人権啓発センター	・人権学習地域講座の開催 ・人権週間記念講演会の開催	・人権学習地域講座 姫路市内各地8会場で実施。各回参加者100名程度(見込)。 ・人権週間記念講演会 12月14日実施予定。参加者200名程度(見込)。
45	IV	1 重点	(1)	③	「男女共同参画週間」に合わせ、講演会等を開催し、市民への意識啓発の充実を図る。	男女共同参画推進センター	・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせ写真展の開催	・男女共同参画週間講演会の開催 6/24実施予定 ・あいめっせ写真展の開催(第11回) 「あなたが思う、男女共同参画！」
46	IV	1 重点	(1)	④	職員に対するプランの周知と意識啓発を目的とした研修を行い、問題意識を共有する機会をつくる。	男女共同参画推進課 研修厚生センター	・プラン推進員研修の実施 ・所属内研修の実施 ・「男女平等に関する表現指針」の周知及び刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化 ・基本研修等において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施	プラン推進員を対象とした研修(7/31(月)実施予定)を行い、所属内研修として研修内容を全職員へ伝え、その実施状況の報告を求める。 ・基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。
47	IV	1 重点	(2)	①	新たなプランの策定における基礎資料とするため市民意識調査等を実施する。	男女共同参画推進課	・市民意識調査の実施、集約・分析、公表 ・事業所調査の実施、分析、公表(新規)	事業所調査に向け、調査方法・調査項目等について、他都市等の状況を調査しながら検討を進める(令和6年度実施予定)。
48	IV	1 重点	(2)	②	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。また、子ども・若い世代に向けた資料の充実を図る。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、ホームページや冊子等で市民に提供 ・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実	・男女共同参画の啓発及びプランの周知を図るため、男女共同参画啓発パンフレットを作成し、全戸配布する。 ・現行の「男女平等に関する表現指針」の内容について、見直しを検討する。 ・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実
49	IV	1 重点	(2)	③	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)に向けた講座・講演会等の開催、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター	若者向け啓発資料「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市内中学1年生に約5,000冊配布 市内大学・学校等と協力した講座等の開催	・市内中学1年生に若者向け啓発資料「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を配布する。5,000冊(見込)。 ・啓発資料の内容について、改訂を検討する。 ○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・男女共同参画週間講演会の開催 6/24実施予定 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全4回実施予定

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・人権学習地域講座 市内8会場で実施、参加者合計895名 ・人権週間記念講演会 12月14日開催、参加者数228名	市民等に対して、意識を高めるための啓発となる対策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・人権学習地域講座 姫路市内各地8会場で実施予定 各回参加者100名程度(見込) ・人権週間記念講演会 12月実施予定、参加者200名程度(見込)	○	○						
・男女共同参画週間講演会の開催 「あなた方を待っているのはどういう社会か? ~もうお父さん、お母さんのようには生きられない~」 講師:上野千鶴子さん 6/24実施 238人受講 ・あいめっせ写真展の開催(第11回) 「あなたが思う、男女共同参画!」 募集:21作品(内、入賞は3作品)	写真展の応募作品は年々減少している。市内の学校の写真部に広報する等、写真展の認知度を上げ、応募作品の増加を目指す	・男女共同参画週間講演会の開催 6/30実施予定 ・あいめっせ写真展の開催(第12回) 「あなたが思う、男女共同参画!」	○	○						
プラン推進員を対象とした研修を実施した。7/31開催、256名参加。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	プラン推進員を対象とした研修(5/15(水)実施予定)を行い、所属内研修として研修内容を全職員へ伝え、その実施状況の報告を求める。	○	○						
・新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施(107名)	職員に対して、効果の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。	○	○						
対象業種や抽出方法、設問数等を検討の上、実施に向けた予算措置を行った。	新たなプランの策定における基礎資料となる情報等を適切に収集する方策(内容や回収率の向上等)が必要	調査方法・調査項目等を決定の上、事業所調査を実施する(令和6年度実施予定)。	○	○						
・男女共同参画啓発パンフレットを作成し、広報ひめじ令和6年4月号に合わせて全戸配布を行った。配布数222,000部 ・「男女平等に関する表現指針」について、近年の傾向等を参考に、内容見直しを検討した。	配布対象となる市民や職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	・男女共同参画の啓発を図るため、自治会回覧チラシ「男女共同参画ってなあに」を作成・配布する。 ・現行の「男女平等に関する表現指針」の内容について、見直しを検討する。	○	○						
・図書情報コーナーの運営 【蔵書等】 図書、行政資料、雑誌など19,942冊、AV(ビデオ・DVD)343本 延貸出数6,212冊 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実 絵本・児童書668冊	図書情報コーナーは、土日祝も勤務となるため、人員確保が課題である。	・図書情報コーナーの運営 ・図書情報コーナーの絵本・児童書の充実	○	○						
授業等に活用しやすいよう内容を改訂し、中学生向け啓発パンフレット「自分らしく生きるために~男女共同参画社会ってなあに~?」として作成した。 令和6年度より配布予定。5,000冊(見込)	男女共同参画意識が若い世代に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	中学生向け啓発資料「自分らしく生きるために~男女共同参画社会ってなあに~?」を市内中学1年生配布。約5,000冊	○	○						
○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・男女共同参画週間講演会の開催 「あなた方を待っているのはどういう社会か? ~もうお父さん、お母さんのようには生きられない~」 講師:上野千鶴子さん 6/24実施 238人受講 ・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじ」コチャレ応援バスツアー2023」 全2回 延べ56人受講 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 ③「ジェンダー入門~知ればみんなが生きやすくなるって本当!~?」全2回 延べ11人受講 ⑤「真面目にならざるを得ない時代の大学1年生の歩き方」全1回 163人受講 ⑥「理系を目指す女子中高生・保護者向けキャリアセミナー」全1回 30人受講	大学に訪問し、授業の一環としてセミナー開催した場合は多くの学生が受講したが、広報のみを学校にお願いした場合は思うような申し込みには至らなかった。学校と連携を図りつつ、各ゼミやホームルームの時間に講座を案内してもらうなど、学生に向けてより効果的な周知方法が必要である。	○市内大学・学校等と協力した講座等の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定 ・男女共同参画啓発セミナーの開催 全4回実施予定	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
							・男女共同参画週間講演会の開催 ・あいめっせフェスティバル講演会の開催 ・理工チャレンジ事業の実施 ・高校生を対象とした出前講座（「ストップ！DV」）の実施 ・情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○出前講座（「ストップ！DV」）の実施 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発
50	IV	1 重点	(2)	④	男女共同参画に関する出前講座の実施や、地域における様々な講座、教室の開催により、意識啓発を行う。	男女共同参画推進課	出前講座（みんなの男女共同参画）の実施	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
						市民活動推進課	各公民館の教養講座の一部として男女共同参画に関する講座等（男性料理教室）を開催	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 25公民館で開催予定 実施回数 137回 参加者数 約1,100名
						生涯学習課	子育て教室等の開催（学校子育て教室・幼稚園子育て教室・こども園子育て教室・ふた葉教室・父親教室）	○学校子育て教室 40教室開催予定（1,915千円） ○幼稚園子育て教室 25教室開催予定（1,879千円） ○こども園子育て教室 11教室開催予定（831千円） ○ふた葉教室 廃止 ○父親教室 30教室開催予定（1,562千円）
51	IV	2 重点	(1)	①	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	学校指導課	指導主事が全幼稚園を訪問し、教職員に対して、ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進について指導	幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女の幼児が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導する。
						人権教育課	全ての市立幼稚園を3年に1度、指導主事が訪問し、全職員に対して、ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進について指導	市立幼稚園11園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
○出前講座の実施 「ストップ！DV」 1回 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発 6,000部×2回発行	市民で構成されているウエーブレット編集員の人員確保が課題である	○出前講座(「ストップ！DV」)の実施 ○情報誌「ウエーブレット」や関係機関発行のパンフレット等による啓発	○	○						
市政出前講座 1件	市民等に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	「市政出前講座」等の中で、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	○	○						
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室 24公民館で開催 実施回数 125回 参加者数 1,153名	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催している。	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。 また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 25公民館で開催予定 実施回数 137回 参加者数 約1,100名	○	○						
○学校子育て教室 20教室実施(432千円) ○幼稚園子育て教室 21教室実施(557千円) ○こども園子育て教室 11教室実施(222千円) ○ふた葉教室 廃止 ○父親教室 16教室実施(747千円)	・父親の子育て参加を目指した父親教室をより開催してもらうために周知が必要。 ・男女ともに教室の企画や運営に参加しやすいように配慮が必要。	○学校子育て教室 32教室開催予定(1,266千円) ○幼稚園子育て教室 24教室開催予定(1,811千円) ○こども園子育て教室 12教室開催予定(907千円) ○父親教室 25教室開催予定(1,318千円)	○	○						
幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導した。	何が不要な区別にあたるのか、わかりやすく周知できる効果的な資料が必要である。	幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女の幼児が協働的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導する。	○	○						
市立幼稚園11園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導した。	男女共同参画意識が職員に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	市立幼稚園11園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導した。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体的 施策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
52	IV	2 重点	(1)	②	男女平等教育副読本やDVの防止に関する冊子等を活用し、道徳科の時間をはじめとする学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。また、男女平等教育の推進状況について、調査を実施し、結果を公表する。	人権教育課	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに男女平等教育を推進するよう指導 ・校長研修等で、教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を活用して研修するよう指導	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 ・教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を活用した研修を実施していない学校があるため、引き続き、人権教育課まとめサイト研修資料「性の多様性について学ぶ」の視聴と合わせて、研修するよう依頼する。
							全ての市立小中学校・義務教育学校を3年に1度、指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識した教育活動を行い、ジェンダーにとらわれない教育の推進について指導	小学校20校、中学校12校、義務教育学校2校、高校1校へ指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。
							教職員への意識啓発のため、「男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査」を毎年実施し、結果を各校へ報告	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査や卒業式の配席及び呼名順についての調査、制服の調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。
							男女共同参画推進課作成の啓発資料「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を活用するよう管理職及び担当者研修で指導し、全ての市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）へ配布	男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。
							・男女共同参画推進課作成の保護者向け啓発パンフレットを各学校の生徒家庭へ配付 ・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を教職員へ周知	・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を視聴するよう、担当者研修等で周知する。
53	IV	2 重点	(1)	③	学校教育活動全体を通じて、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成する性教育を実施する。	健康教育課	・性教育に関する実践発表の実施（中学校1校／年） ・性教育授業の実践（小・中・義務教育学校の各校で保健や道徳の授業時間内で実施） ・「性教育の手引き」（令和6年改訂）による性教育の推進	・「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に幼小中高の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義的教育活動の中で性に関する指導の展開の定着を図る。 ・多様な性、性別に違和感をもつ子供に配慮した性教育が行えるよう、現行の「性教育の手引き」の改訂作業を進め、完成させる。
54	IV	2 重点	(1)	④	教職員の意識改革を促すとともに、教育現場においても、男女共同参画も含む様々な人権に関する課題を解消していくための研修を実施する。	教育研修課	新規採用教員向け研修（初任教諭研修）の実施 「姫路の人権教育」「ストップ！DV」	新規採用教員向け研修（初任者研修）の実施 6/13「姫路の人権教育」を取り上げ、教職員の意識改革を促す。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
・道徳科年間指導計画作成における姫路市ガイドラインの中で「ゆめいっぱい」を入れるように指導するほか、課題別指導計画でも「女性」を必ず位置づけるように指導した。 ・リーフレット配布時にどのように活用するかを紹介するほか、男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査結果でも各学校がどのように活用しているかを紹介した。 ・初任者研修等で、教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を活用して研修するよう依頼した。	男女共同参画意識が職員及び児童生徒、保護者に根付くよう、効果的かつ継続的な啓発が必要	・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 ・教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」の活用及び兵庫県人権啓発協会企画人権啓発DVD「ハースティ」の視聴と合わせて、研修するよう依頼する。	○	○						
男女混合名簿の使用率は100％を維持している。「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導した。		小学校23校、中学校10校、高校1校へ指導主事が訪問し、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。	○	○						
小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査、また、卒業式の配席及び呼名順について調査を行い、今後の指導に役立てるためにその結果を各学校へ報告した。		小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査や卒業式の配席及び呼名順についての調査、制服の調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。	○	○						
男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布した。		男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。	○	○						
文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を視聴したことのある教職員は少なかった。		・文部科学省の男女共同参画に関する啓発動画を視聴するよう、担当者研修等で周知する。	○	○						
・中学校性教育研究発表会は、節庵東中学校が発表を行い、全学年1クラスずつ授業公開をおこなった。当日は、他市町からの教員の参加もあり、命の大切さをテーマとした講演会も開かれた。 ・保健所との連携による思春期保健出前授業を、中学校1,3年生、義務教育学7,9年生対象に実施した。 ・「性教育指導の手引き」改訂を行い、令和5年度末に完成した。	・性に関する事案が起こってから性教育を実施するのではなく、発達段階に応じた系統立てた性教育を、令和5年度末に完成した性教育指導の手引きを参考に、計画的に実施するよう担当者会等で発信していく。	・「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に幼小中高の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の教育活動の中で計画的に性に関する指導を実践し、定着を図る。	○	○						
新規採用教員向け研修(初任者研修)の実施 6/13「姫路の人権教育～一人ひとりを大切にする教育～」を取り上げ、教職員に求められる人権意識の改革を促した。90人 11/7「児童虐待について～学校との連携～」を取り上げ、早期発見の大切さや子ども・保護者への支援についてさらに意識を高めた。83人	幼児・児童・生徒が男女共同参画の視点を左右される学校現場で教職員の意識を改革し、高めていく必要がある。	新規採用新規採用教員向け研修(初任者研修)の実施 6/11「姫路の人権教育」・11/12「児童虐待防止」を取り上げ、教職員に求められる人権意識の改革を促す。	○	○						

No.	基本 目標 No.	基本 課題 No.	基本 施策 No.	具 体 的 施 策 No.	具体的施策の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
55	IV	2 重点	(2)	①	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実を図る。	学校指導課	中学2年生において奉仕活動等の体験活動を行う「トライやる・ウィーク」実施時に、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に配慮するよう指導	トライやる・ウィークでの職業体験等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育めるように事前・事後指導の中で男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に取り組むように指導する。
56	IV	2 重点	(2)	②	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導の充実を図る。	学校指導課	指導主事が全学校を訪問し、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するよう指導(全ての小中学校・義務教育学校・特別支援学校)	・年1回の学校訪問の際、指導主事から、生徒指導提要等を活用した校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等についての認識を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するように指導する。
57	IV	2 重点	(2)	③	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図る。	男女共同参画推進センター	理工チャレンジ事業の実施	理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定
						学校指導課	指導主事が全学校を訪問し、性別による固定的な職業・進路指導に陥ることがないよう指導(全ての小中学校・義務教育学校・特別支援学校)	指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に教職員に対し、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導する。

令和5年度実施状況	男女共同参画を推進する上での課題	令和6年度当初計画	所管 評価	総合評価						推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
				5年度 令和	6年度 令和	7年度 令和	8年度 令和	9年度 令和		
トライやる・ウィークにおいて、中学校32校、義務教育学校3校、特別支援学校1校が、各学校の実態に応じて、連続した5日間で職業体験等の多様な社会体験活動を実施した。	受入事業所に対して男女共同参画の視点を周知するための効果的な資料が必要である。	トライやる・ウィークでの職業体験等の体験活動を通して、人間的なふれあいを深め、豊かな感性を育むとともに、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育めるように事前・事後指導の中で男女共同参画の視点に立ったキャリア教育に取り組むように指導する。	○	○						
年1回の学校訪問において、生徒指導提要改訂版等を活用して校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等について教職員の認識を深めるよう、指導助言を行った。	性に関する課題等については、担任教師だけで指導や支援を行うことには限界があるため、養護教諭をはじめスクールカウンセラー及びスクールカウンセラー等の専門家、保健所やみらいえ等の関係機関との連携を密に図っていくことが必要である。	年1回の学校訪問の際、指導主事から、生徒指導提要改訂版等を活用した校内研修を行い、いじめをはじめ、性に関する課題等についての認識を深めるとともに、男女共同参画の視点に立った教育の推進に配慮するように指導する。	○	○						
・理工チャレンジ事業の実施 「ひめじ」コチャレ応援バスツアー2023」 全2回 延べ56人受講	協力してくれる企業の確保が課題である	理工チャレンジ事業の実施 全2回実施予定	○	○						
指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に、教職員に対し男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。	学校訪問時に教職員に対して男女共同参画の視点を周知するための効果的な資料が必要である。	指導主事が中学校33校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に教職員に対し、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導する。	○	○						

取組	取組の概要	担当課	プラン計画期間内における 事業内容	令和5年度当初計画
(1)市役所における 体制の強化	姫路市男女共同参画プラン推進本部の充実	男女共同参画推進課	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組について、チェックリスト等を活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。幹事会6月下旬、本部会議7/7(金)(予定)。 ・全職員への周知・意識高揚を図るため、姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」及び「男女共同参画チェックシート」によるチェックを実施する。
姫路市職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進	姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]により、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画と足並みをそろえながら、男女ともに職員が働きやすい職場環境づくりに取り組む。	男女共同参画推進課	「姫路市職員男女共同参画率先行動計画(第4次)」に掲げる数値目標の達成に向け全職員の意識高揚を図る。 ・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう内容の充実に努めるとともに、庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。	男女共同参画に基づく考え方や姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における取組について掲載した「男女共同参画ってなあに?」[庁内版]を随時発行し、庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を介して情報発信・啓発を行う。
		人事課	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画において、令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のためワーク・ライフ・バランスを推進する。	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画に定めた令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、年休計画表の活用のほか、労務管理推進員会議や研修等を通じてワーク・ライフ・バランスを推進する。
		研修厚生センター	基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。	新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。
		人事課	時機をとらえてハラスメント防止の取組を推進する。	労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。
(2)姫路市男女共同参画審議会の運営によるプランの進行管理	姫路市男女共同参画審議会において、プランに掲げる各施策の進捗等について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。また、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について市民等からの苦情の申出があった場合、迅速かつ適切に対応し、その対応状況等を公表する。	男女共同参画推進課	・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページ等にてその結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する(随時)。	・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とする(8月上旬開催予定)。あわせてホームページ等にて結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する(随時)。
(3)姫路市男女共同参画推進センターの充実	姫路市男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、ソフト面、ハード面の機能充実を図る。また、多様なメディアやホームページ等を活用し、センターの認知度の向上に向け、積極的な情報発信を行う。	男女共同参画推進センター	・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い“あいめっせ”のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い“あいめっせ”のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。

令和5年度実施状況	所管評価					令和6年度当初計画	男女共同参画を推進する上での課題	推進状況への評価・意見等(プラン推進本部、審議会)
	5 令 和 5 年 度	6 令 和 年 度	7 令 和 年 度	8 令 和 年 度	9 令 和 年 度			
○男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催。幹事会6/23、本部会議7/7。 ○姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]に基づくチェックを行った。 ・「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」による確認(2/1～3/15) ・「男女共同参画チェックシート」による確認(5/1～5/31、各所属におけるグループミーティング時に実施)	○					・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。幹事会6月下旬、本部会議7月上旬(予定)。 ・全職員への周知・意識高揚を図るため、姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における「男女共同参画プラン推進員 取組状況確認表」及び「男女共同参画チェックシート」によるチェックを実施する。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	
「男女共同参画ってなあに? [庁内版]」を随時発行し、庁内LAN(ここみてネット・かしねっと)を介して情報発信・啓発を行う。	○					男女共同参画に基づく考え方や姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第4次]における取組について掲載した「男女共同参画ってなあに? [庁内版]」を随時発行し、庁内LAN(ここみてネット・かしねっと)を介して情報発信・啓発を行う。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	
令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、年休計画表の活用のほか、労務管理推進員会議や研修等を通じてワークライフバランスを推進する。	○					次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画に定めた令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のため、年休計画表の活用のほか、労務管理推進員会議や研修等を通じてワークライフバランスを推進する。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	
・新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施。(107名)	○					新採用職員研修において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	
労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。	○					労務管理推進員会議や研修を通じて、ハラスメント指針やハラスメント相談窓口の周知を行いハラスメント防止を図る。	職員に対して、効果的の高い意識啓発となる方策(内容や媒体、周知方法など)が必要	
・前プランにおける指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会による第三者評価を受け、ホームページ等にて結果を公表した。 ・男女共同参画審議会 苦情対応検討部会を設置した。部会長1人、部会員4人	○					・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、推進状況に関して男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とする(7月下旬開催予定)。あわせてホームページ等にて結果を公表する。 ・苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する(随時)。	評価のフィードバックなど、プランの適切な進捗管理の実施。	
○センターの管理運営 ○啓発講座・講演会の実施 主催講座 12講座 24回 共催講座 4講座 4回 男女共同参画週間講演会 6/24 あいむっせフェスティバル 2023講演会 11/19 ○あいむっせのPR SNS、新聞、ケーブルテレビの活用 ○他センターの取り組みについての情報収集の実施	○					・センター管理運営 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 ・様々な手法を使い「あいむっせ」のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。		

令和5年度実施状況	所管評価					令和6年度当初計画	男女共同参画を 推進する上での課題	推進状況への評価・意見等 (プラン推進本部、 審議会)
	5 年 度 令 和	6 年 度 令 和	7 年 度 令 和	8 年 度 令 和	9 年 度 令 和			
○姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催(委員15人) 第1回 8/24 第2回 2/13	○					姫路市男女共同参画推進センター運営会議の開催	事業へのフィードバック	
・登録団体連絡会の開催 10回 ・あいめっせフェスティバルの開催 登録団他によるワークショップやバザーなど 開催日:11/19 参加団体 16団体	○					・登録団体連絡会の開催 ・あいめっせフェスティバルの開催	フェスティバルの周知方法、 より集客を見込める開催内容 の検討が必要。	
県内女性センター会議等連絡会議(5月県立男女共同参画センター、11月明石市、2月相生市)をはじめ、 関係機関との情報交換を行った。	○					・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う(随時)。	近隣市町や関係機関における新しい取組等の情報を適時に入手すること。	
○県内女性センター会議等連絡会 5/30(県)、 11/8(明石市)、2/16(相生市) ○上記のほか、関係機関との情報交換を行った。	○					・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う。		

「姫路市男女共同参画プラン2027」に掲げる指標及び目標値

指 標	令和3年度末 (策定時)	令和4年度末	令和5年度末	目標値 (令和9年度)	担当課
① 審議会等委員の女性比率	34.9% (令和4年3月31日)	35.3% (令和5年3月31日)	36.3% (令和6年3月31日)	40～60%	男女共同参画推進課
② 姫路市防災会議委員の女性比率	12.5% (令和4年3月31日)	21.1% (令和5年3月31日)	21.4% (令和6年3月31日)	23%	男女共同参画推進課
③ 女性委員が0の審議会等の割合	3.3% (令和4年3月31日)	5.7% (令和5年3月31日)	5.6% (令和6年3月31日)	0%	男女共同参画推進課
④ 姫路市職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	22.7% (令和4年4月1日)	24.2% (令和5年4月1日)	25.1% (令和6年4月1日)	28%	人事課
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.2%	96.4%	96.3%	100%	保健所健康課
⑥ 保育所等利用待機児童数	43人 (令和4年4月1日)	32人 (令和5年4月1日)	18人 (令和6年4月1日)	0人	こども保育課
⑦ 乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 14.5% 子宮がん11.1%	乳がん 13.9% 子宮がん10.2%	乳がん 14.4% 子宮がん10.3%	乳がん 18% 子宮がん15%	保健所予防課
⑧ 地域における男女共同参画に関する学習機会の提供(出前講座等の年間回数)	3回	4回	4回	5回	男女共同参画推進課 男女共同参画推進センター
⑨ 姫路市男性職員の育児休業取得率(産後パパ育休を含む)	33.3%	37.0%	55.8%	40%	人事課
⑩ 子どもの出生時等における姫路市男性職員の5日以上の休暇の取得率	64.1%	60.0%	51.2%	70%	人事課
⑪ 姫路市男女共同参画推進センター“あいめっせ”の認知度	18.9% 市民意識調査(令和3年)	—	—	50%	男女共同参画推進センター

モニタリング指標

指 標	令和3年度末 (策定時)	令和4年度末	令和5年度末	担当課
① 姫路市職員の管理職(一般行政職、主幹以上)における女性比率	12.4% (令和4年4月1日)	12.6% (令和5年4月1日)	17.5% (令和6年4月1日)	人事課
② 20～64歳就業率の男女差(女性-男性)	△14.6ポイント 国勢調査(令和2年)	—	—	男女共同参画推進課
③ 「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	55.7% 市民意識調査(令和3年)	—	—	男女共同参画推進課
④ 20代(異動日時点)女性の転入超過数	△404人 (令和3年度中)	△556人 (令和4年度中)	△617人 (令和5年度中)	男女共同参画推進課(住民窓口センター)
⑤ 姫路市配偶者暴力相談支援センターの認知度	32.5% 市民意識調査(令和3年)	—	—	男女共同参画推進課
⑥ 社会全体から見た男女の地位が「平等である」と思う人の割合	11.5% 市民意識調査(令和3年)	—	—	男女共同参画推進課

審議会等委員への女性登用状況

審議会等委員への女性の登用状況

1 調査年月日 令和6年(2024年)3月31日

2 審議会等委員への女性の登用状況

区分	令和6年3月31日現在				令和5年3月31日現在			
	審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)	審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)
①地方自治法第180条の5の規定による委員会及び委員	6	41	5	12.2%	6	41	5	12.2%
②地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等	28	647	200	30.9%	28	649	196	30.2%
③市が独自の条例で設置する審議会等	61	594	251	42.3%	60	582	239	41.1%
※プラン目標値の対象となる審議会等(②+③)	89	1241	451	36.3%	88	1231	435	35.3%

■目標値

「姫路市男女共同参画プラン2027」（令和5年3月策定）では、審議会等委員の女性比率を40%～60%、女性委員が0の審議会の割合を0%（令和9年度末）とすることを指標に掲げており、その達成に努める。

■対象となる審議会等

対象となる審議会等は地方自治法(第202条の3)に基づくもの

＜地方自治法第202条の3＞「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

登用率	令和6年3月31日現在	令和5年3月31日現在
0%	5 (5.6%)	5 (5.7%)
1%以上20%未満	9	8
20%以上25%未満	4	5
25%以上30%未満	5	2
30%以上35%未満	5	6
35%以上40%未満	6	5
40%以上60%以下	51	55
60%超過	4	2
審議会数 計	89	88

審議会等委員への女性の公職参加状況

(令和6年3月31日現在)

① 地方自治法第180条の5の規定による委員会等（行政委員会等）

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	前年度 女性数	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	教育委員会	教育委員会総務課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
2	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	0	0	0	0.0	0.0	→
3	監査委員	監査事務局	4	0	0	0	0.0	0.0	→
4	公平委員会	公平委員会事務局	3	1	1	0	33.3	33.3	→
5	農業委員会	農業委員会事務局	19	1	1	0	5.3	5.3	→
6	固定資産評価審査委員会	資産税課	6	1	1	0	16.7	16.7	→
小計 審議会数			6	41	5		12.2	12.2	→

② 地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等（法律に基づき、市の条例により設置する審議会等を含む）

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	前年度 女性数	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	姫路市国民保護協議会	危機管理室	56	12	12	0	21.4	21.1	↑
2	姫路市防災会議	危機管理室	56	12	12	0	21.4	21.1	↑
3	姫路市立公民館運営審議会	市民活動推進課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
4	姫路市環境審議会	環境政策室	21	8	8	0	38.1	38.1	→
5	姫路市社会福祉審議会	福祉総務課	33	15	16	△1	45.5	48.5	↓
6	姫路市民生委員推薦会	地域福祉課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
7	姫路市障害認定審査会	障害福祉課	36	19	16	3	52.8	44.4	↑
8	姫路市国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	21	7	7	0	33.3	33.3	→
9	姫路市介護認定審査会	介護保険課	192	65	60	5	33.9	31.3	↑
10	姫路市保健所運営協議会	保健所総務課	18	7	7	0	38.9	38.9	→
11	姫路市小児慢性特定疾病審査会	保健所予防課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
12	姫路市感染症診査協議会	保健所防疫課	9	4	4	0	44.4	44.4	→
13	姫路市食育推進会議	保健所健康課	16	6	8	△2	37.5	50.0	↓
14	姫路市都市計画審議会	都市計画課	20	3	4	△1	15.0	20.0	↓
15	姫路市開発審査会	まちづくり指導課	7	2	2	0	28.6	28.6	→
16	姫路市建築審査会	建築指導課	7	2	3	△1	28.6	42.9	↓
17	中播都市計画事業JR網干駅前土地区画整理審議会	区画整理課	9	1	1	0	11.1	11.1	→
18	中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	15	0	0	0	0.0	0.0	→
19	中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	10	0	0	0	0.0	0.0	→
20	中播都市計画事業駅南土地区画整理(姫路駅南西地区)審議会	姫路駅周辺・阿保地区整備課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
21	姫路市建設局指定管理者選定委員会	道路総務課	—	—	—	—	—	—	—
22	姫路市自転車等駐車対策協議会	道路総務課	13	1	1	0	7.7	7.7	→
23	白鷺学校運営協議会	学校指導課	8	1	1	0	12.5	12.5	→
24	四郷学校運営協議会	学校指導課	11	2	2	0	18.2	18.2	→
25	豊富学校運営協議会	学校指導課	12	1	1	0	8.3	8.3	→
26	姫路市青少年問題協議会	生涯学習課	14	6	6	0	42.9	42.9	→
27	姫路市社会教育委員	生涯学習課	8	3	3	0	37.5	37.5	→
28	姫路市文化財保護審議会	文化財課	8	1	1	0	12.5	12.5	→
29	姫路市立図書館協議会	城内図書館	12	8	7	1	66.7	58.3	↑
小計 審議会数			28	647	200		30.9	30.2	↑

③ 市が独自の条例で設置する審議会等

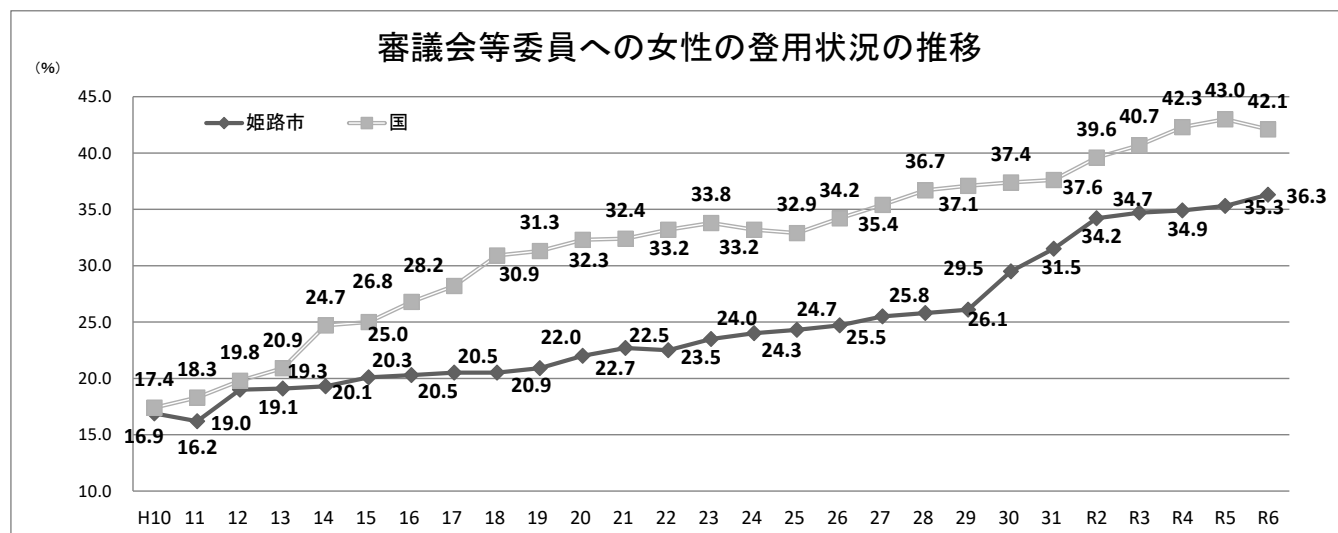
No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	昨年女 性数	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	姫路市政策局指定管理者選定委員会	企画政策室	—	—	—	—	—	—	—
2	姫路市産学協同研究助成選考委員会	高等教育室	8	5	4	1	62.5	50.0	↑
3	姫路市奨学学術振興事業運営委員会	高等教育室	7	4	3	1	57.1	42.9	↑
4	姫路市奨学生選考委員会	高等教育室	10	5	3	2	50.0	30.0	↑
5	ひめじ創生戦略会議	ひめじ創生戦略室	14	4	5	△ 1	28.6	35.7	↓
6	姫路市交通安全対策会議	危機管理室	20	0	0	0	0.0	0.0	→
7	姫路市安全安心推進協議会	危機管理室	—	—	—	—	—	—	—
8	姫路市行政不服審査会	行政管理課	3	1	1	0	33.3	33.3	→
9	姫路市政治倫理審査会	職員倫理課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
10	姫路市職員倫理審査会	職員倫理課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
11	姫路市行財政改革市民会議	行政経営課	11	6	6	0	54.5	54.5	→
12	姫路市特別職報酬等審議会	人事課	—	—	—	—	—	—	—
13	公務災害補償審査会	人事課	—	—	—	—	—	—	—
14	姫路市退職手当審査会	人事課	3	1	1	0	33.3	33.3	→
15	姫路市事業評価監視委員会	工事技術検査室	8	4	4	0	50.0	50.0	→
16	姫路市市民局指定管理者選定委員会	市民活動推進課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
17	姫路市男女共同参画審議会	男女共同参画推進課	17	10	10	0	58.8	62.5	↓
18	姫路市情報公開・個人情報保護審査会	市民総合相談室市政情報センター	5	2	—	—	40.0	—	新規
19	姫路市消費生活審議会	市民総合相談室消費生活センター	7	3	3	0	42.9	42.9	→
20	姫路市立高木総合センター運営委員会	人権総務課（高木総合センター）	11	4	6	△ 2	36.4	54.5	↓
21	姫路市立庄田総合センター運営委員会	人権総務課（庄田総合センター）	11	5	5	0	45.5	45.5	→
22	姫路市立津熊総合センター運営委員会	人権総務課（津熊総合センター）	10	5	5	0	50.0	45.5	↑
23	姫路市立見野総合センター運営委員会	人権総務課（見野総合センター）	11	5	5	0	45.5	45.5	→
24	姫路市立上手野総合センター運営委員会	人権総務課（上手野総合センター）	11	4	—	—	36.4	—	—
25	姫路市立上鈴総合センター運営委員会	人権総務課（上鈴総合センター）	11	3	3	0	27.3	27.3	→
26	姫路市立福井総合センター運営委員会	人権総務課（福井総合センター）	11	5	5	0	45.5	45.5	→
27	姫路市立下構総合センター運営委員会	人権総務課（下構総合センター）	10	5	5	0	50.0	50.0	→
28	姫路市立城東町総合センター運営委員会	人権総務課（城東町総合センター）	9	5	5	0	55.6	50.0	↑
29	姫路市立丸尾町総合センター運営委員会	人権総務課（丸尾町総合センター）	11	5	4	1	45.5	36.4	↑
30	姫路市立中鈴総合センター運営委員会	人権総務課（中鈴総合センター）	11	5	5	0	45.5	45.5	→
31	姫路市立堀川町総合センター運営委員会	人権総務課（堀川町総合センター）	10	4	5	△ 1	40.0	50.0	↓
32	姫路市立西御着総合センター運営委員会	人権総務課（西御着総合センター）	11	6	5	1	54.5	45.5	↑
33	姫路市立砥堀二区総合センター運営委員会	人権総務課（砥堀二区総合センター）	10	5	5	0	50.0	50.0	→
34	姫路市立実法寺総合センター運営委員会	人権総務課（実法寺総合センター）	10	6	6	0	60.0	60.0	→
35	姫路市立豊岡総合センター運営委員会	人権総務課（豊岡総合センター）	10	7	5	2	70.0	45.5	↑
36	姫路市立長野総合センター運営委員会	人権総務課（長野総合センター）	11	5	5	0	45.5	45.5	→
37	姫路市農林水産環境局指定管理者選定委員会	農政総務課	5	2	—	—	40.0	—	新規
38	姫路市農業振興地域整備促進協議会	農政総務課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
39	姫路市農業委員会委員選考委員会	農政総務課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
40	姫路市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場	—	—	—	—	—	—	—
41	姫路市健康福祉局指定管理者選定委員会	福祉総務課	5	2	3	△ 1	40.0	42.9	↓
42	姫路市福祉有償運送運営協議会	高齢者支援課	13	6	6	0	46.2	46.2	→
43	姫路市地域ケア推進協議会	地域包括支援課、介護保険課、高齢者支援課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
44	姫路市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	地域包括支援課	8	4	4	0	50.0	50.0	→
45	姫路市生活支援ハウス入所判定委員会	地域包括支援課	12	7	7	0	58.3	58.3	→
46	姫路市介護予防事業施策評価委員会	地域包括支援課	5	1	1	0	20.0	20.0	→

③ 市が独自の条例で設置する審議会等

47	姫路市保健所運営協議会健康プラン及びいのち支え合いプラン策定部会	保健所健康課	9	4	—	—	44.4	—	新規
48	姫路市こども未来局指定管理者選定委員会	こども総務課	5	3	—	—	60.0	—	—
49	姫路市いじめ問題再調査委員会	こども家庭総合支援室	4	0	—	—	0.0	—	新規
50	姫路市子ども・子育て会議	幼保連携政策課	20	10	12	△ 2	50.0	60.0	↓
51	姫路市観光経済局指定管理者選定委員会	観光課・スポーツ振興室・産業振興課	13	6	—	—	46.2	—	新規
52	姫路市美術品等購入審議委員会	美術館	10	5	5	0	50.0	50.0	→
53	姫路市勤労福祉審議会	労働政策課	—	—	—	—	—	—	—
54	手柄山スポーツ施設整備運営事業者選定委員会	手柄山中央公園整備室	—	—	—	—	—	—	—
55	姫路市都市局指定管理者選定委員会	都市計画課	—	—	—	—	—	—	—
56	姫路市景観・広告物審議会（デザイン部会含む）	まちづくり指導課	26	12	10	2	46.2	40.0	↑
57	姫路市建築紛争調停委員会	まちづくり指導課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
58	姫路市ホテル等建築審議会	まちづくり指導課	5	2	2	0	40.0	40.0	→
59	姫路市営住宅入居者選考委員会	住宅課	—	—	—	—	—	—	—
60	姫路市空家等対策協議会	住宅課	13	3	3	0	23.1	23.1	→
61	姫路市地域公共交通会議	地域公共交通課	21	1	1	0	4.8	5.0	↓
62	姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会	道路総務課	—	—	—	—	—	—	—
63	姫路市自然保護審議会	公園緑地課	10	4	4	0	40.0	40.0	→
64	姫路市官民データ活用推進会議	デジタル戦略室	—	—	4	△ 4	—	40.0	—
65	新甲山浄水場建設事業者審査委員会	水道施設計画課	4	1	—	—	25.0	—	新規
66	姫路市教育職員退職手当審査会	総務課	3	1	1	0	33.3	33.3	→
67	姫路市社会教育施設等指定管理者選定委員会	総務課	—	—	—	—	—	—	—
68	姫路市教育委員会指定管理者選定委員会	総務課	—	—	—	—	—	—	—
69	姫路市教育振興基本計画審議会	教育企画室	—	—	—	—	—	—	—
70	姫路市いじめ問題調査委員会	学校指導課	—	—	—	—	—	—	—
71	姫路市立学校校区審議会	学校指導課	6	1	1	0	16.7	16.7	→
72	姫路市立学校結核対策委員会	健康教育課	10	5	4	1	50.0	40.0	↑
73	姫路市学校保健審議会	健康教育課	5	0	0	0	0.0	0.0	→
74	姫路市学校給食運営審議会	健康教育課	13	9	9	0	69.2	64.3	↑
75	姫路市立総合教育センター運営協議会	教育研修課	13	6	6	0	46.2	46.2	→
76	姫路市教育支援委員会	育成支援課	19	9	9	0	47.4	47.4	→
小計 審議会数 61			594	251			42.3	41.1	↑

※ —は現在、委員を委嘱していない。

■ 審議会等委員への女性の登用状況の推移（条例設置以上）



局別女性委員登用率一覧

令和6年3月31日現在

		審議会数			委員数			
		総数	女性委員 なし	女性委員 割合 40～60%	総数	女性	女性の 割合	前年度 女性委員 比率
1	政策局	7	1	2	171	42	24.6%	23.5%
2	総務局	5	0	3	27	12	44.4%	44.4%
3	財政局	1	0	1	8	4	50.0%	50.0%
4	市民局	22	0	18	223	105	47.1%	45.4%
5	農林水産環境局	4	0	3	41	16	39.0%	39.1%
6	健康福祉局	16	0	11	402	157	39.1%	38.0%
7	こども未来局	3	1	2	29	13	44.8%	60.0%
8	観光経済局	2	0	2	23	11	47.8%	46.7%
9	都市局	12	2	4	148	32	21.6%	21.9%
10	建設局	2	0	1	23	5	21.7%	17.2%
11	上下水道局	1	0	0	4	1	25.0%	—
12	教育委員会 事務局	14	1	4	142	53	37.3%	36.1%
	合計	89	5	51	1241	451	36.3%	35.3%

☆地方自治法第202条の3に基づく、該当審議会等がある局のみ掲載しています。

※「—」：新規のため、前年度女性委員比率無し。

令和5年度

姫路市男女共同参画プラン 2027 推進状況報告書

－姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書－

令和 6 年（2024 年） 7 月

姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階

TEL (079) 287-0803 FAX (079) 287-0805

H P <http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html>